

御殿場市の環境

令和6年度版



環境市民部 環境課

目 次

第1章	章	第二次御殿場市環境基本計画	
	1	第二次御殿場市環境基本計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
;	2	第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	美	環境への各種施策	
	1	環境行政のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
	2	御殿場市環境マネジメントシステム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
;	3	御殿場市地球温暖化対策実行計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
	4	新・省エネルギー各種関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
第3章	章	自然環境の保全と創造	
	1	自然環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(1)) 富士箱根伊豆国立公園 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(2)) 富士山麓植生保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
	(3)		2 1
	(① 基金の概要 ② 活用事業	
,	2	野生生物の保護等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(1)) 傷病鳥獣の保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	(2)		2 3
	(3)) 被害防止目的捕獲許可(有害鳥獣捕獲許可)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	3	自然とのふれあい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(1)) 富士山自然誌リレーセミナー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(2)) 富士山自然観察会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(3)	自然観察会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	(4)) 野鳥とのふれあい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	(5)) 水辺での活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5

第4章 生活環境の現状と対策

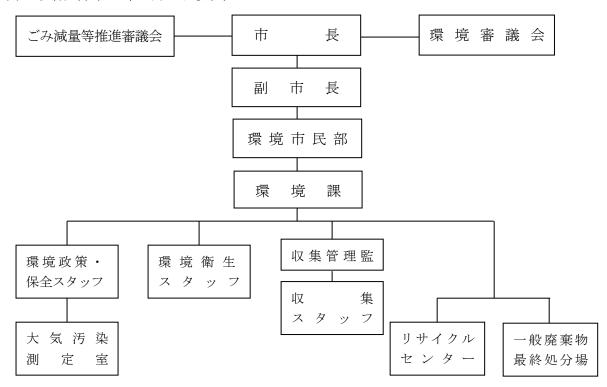
1 環境法令等のあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
2 公害苦情 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1
3 大 気 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
(1) 環境基準と当市の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
(2) 大気汚染の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
① 二酸化硫黄 ② 微小粒子状物質	
③ 光化学オキシダント ④ 風向・風速	
(3) 大気汚染防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
① 排出基準(硫黄酸化物、ばいじん、有害物質) ② ばい煙発生施設の届出状況	
(4) 環境放射線量の測定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
4 水 質	4 3
(1) 環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 3
① 生活環境の保全に関する環境基準 ② 人の健康の保護に関する環境基準	
(2) 水質汚濁の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
① 黄瀬川水系 ② 鮎沢川水系	
(3) 水質汚濁防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
① 工場・事業場の監視及び指導 ② 排水基準(静岡県条例の排水基準)	
③ 届出状況 ④ 生活系排水対策	
5 騒音・振動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
(1) 騒音・振動の概要と環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
(2) 騒音・振動の防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 9
① 工場、事業場の規制基準 ② 建設作業の規制基準	
③ 道路交通騒音 ④ 自動車騒音の常時監視結果 ⑤ 届出状況	
6 悪 臭 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
(1) 悪臭防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 4
① 悪臭の概要 ② 悪臭の規制 ③ 届出状況	
7 地下水 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
(1) 地下水の利用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
① 水循環と地下水 ② 揚水状況と地下水障害 ③ 地下水位の経年変化	
(2) 地下水の保全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
(3) 環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
(4) 地下水汚染防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
① 対策の概要 ② 汚染井戸の状況 ③県のモニタリング調査について	
8 ダイオキシン類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
(1) 概要と環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
(2) 汚染の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
① 大気環境の調査結果 ② 土壌の調査結果	
(3) ダイオキシン類汚染防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・	7 7
① 特定施設の届出状況 ② 規制基準 (抜粋)	

第5章 廃棄物等

1 廃棄物処理基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
2 廃棄物行政のあゆみ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
3 ごみ処理の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
(1) ごみ発生量(年度別) ・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 4
4 ごみ減量に関する取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
(1) 使用済みインクカートリッジの回収 ・・・・・・・・・・・	8 5
(2) 「ごみの減量と分別の出前講座・ごみ処理なんでも相談会」の実施 ・・	8 5
(3) マイバッグ持参率 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
(4) 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
5 ごみ資源化の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6
(1) 資源物の再資源化実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 6
① びん・缶 ② 古紙 ③ ペットボトル・トレイ・発泡スチロール	
④ 使用済小型家電 ⑤金属類 ⑥ 生ごみ	
(2) 資源物以外の再資源化実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 7
① 有害ごみ(乾電池) ② 有害ごみ(蛍光管)	
③ 危険ごみ(スプレー缶) ④ 危険ごみ(ライター)	
6 資源回収団体による資源物回収 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
7 ごみ収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
(1) ごみの収集体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 8
(2) ごみ集積所設置数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
(3) 粗大ごみ出張収集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
8 不法投棄 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
9 環境美化活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 9
10 道路上における動物の死体処理 ・・・・・・・・・・・・・・	9 0
11 墓地、埋葬等に関する許可 ・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
12 犬の登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
13 地域猫活動事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 0
14 一般廃棄物最終処分施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 1
(1) 御殿場市一般廃棄物最終処分場 ・・・・・・・・・・・・・	9 1
(2) 御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設 ・・・・・・・・・	9 2

組織と事務分掌

(1) 組織(令和6年4月1日現在)



(2) 事務分掌(令和6年4月1日現在)

◆ 環境政策・保全スタッフ ◆

- ・環境施策の企画及び調整
- ·環境基本計画
- ・環境マネジメントシステム
- ·地球温暖化対策
- ·環境審議会
- ・自然環境の保護及び保全
- ·環境教育 · 環境学習

- ·富士山基金
- ・地下水及び専用水道
- ·水質保全協議会
- ・鳥獣の保護、捕獲許可及び飼養の登録
- ・大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等に係る環境監視、調査並びに工場及び事業所の規制指導
- ・部内の連絡調整

◆環境衛生スタッフ◆

- ・一般廃棄物の処理計画及び再利用計画
- ・一般廃棄物の減量及び再資源化
- ・一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可
- ・廃棄物処理施設の計画に係る調査、指導及び調整
- ·廃棄物処理施設検討委員会
- ・ごみ減量等推進審議会
- ·御殿場市環境衛生自治推進協会

- ·公衆衛生
- ・飼い犬の適正飼育指導並びに登録及び狂犬病予防
- ・地域猫活動の支援
- · 墓地
- ・ごみ処理、し尿処理等に係る御殿場市・小山町広域 行政組合との連絡調整
- 事業系廃棄物の排出事業者の指導監督

◆収集スタッフ◆

- ・ごみ減量等推進員
- ・一般廃棄物処理事業協同組合との調整
- ・一般廃棄物並びに特定資源の収集、処分及び排出の 指導
- ・一般廃棄物の適正処理
- ・廃棄物の不法投棄の監視、指導及び回収
- ・ごみ集積所

- ・廃棄物処理手数料の賦課徴収
- ・資源物、有害ごみ等の拠点回収
- ・最終処分場及びリサイクルセンター
- ・ごみ処理施設等の地元区、地権者等との連絡調整
- ·環境美化奨励金
- ・へい死動物の処理
- ・災害廃棄物その他廃棄物

※ それぞれの事務分掌の末尾に「に関すること。」を付ける。

第1章 第二次御殿場市環境基本計画

1 第二次御殿場市環境基本計画の概要

(1) 計画の内容等

この計画は、御殿場市環境基本条例に基づいて策定し、環境分野のマスタープランとして位置付けており、期間は平成28年度から令和7年度までの10年間としています。

また、この計画では、市が実施する施策だけでなく、市民・事業者・滞在者の方々が環境問題に取り組む姿勢や具体的な取組内容を示しています。

(2) 目指す環境像

富士山のふもとで 自然と人が共生するまち 御殿場 ~未来輝く エコライフシティをめざして~

「市の最大の象徴であり、すべての環境に通じる富士山」

「自然とまちを形成する人との共生」

「輝く星、輝く人、輝く未来」

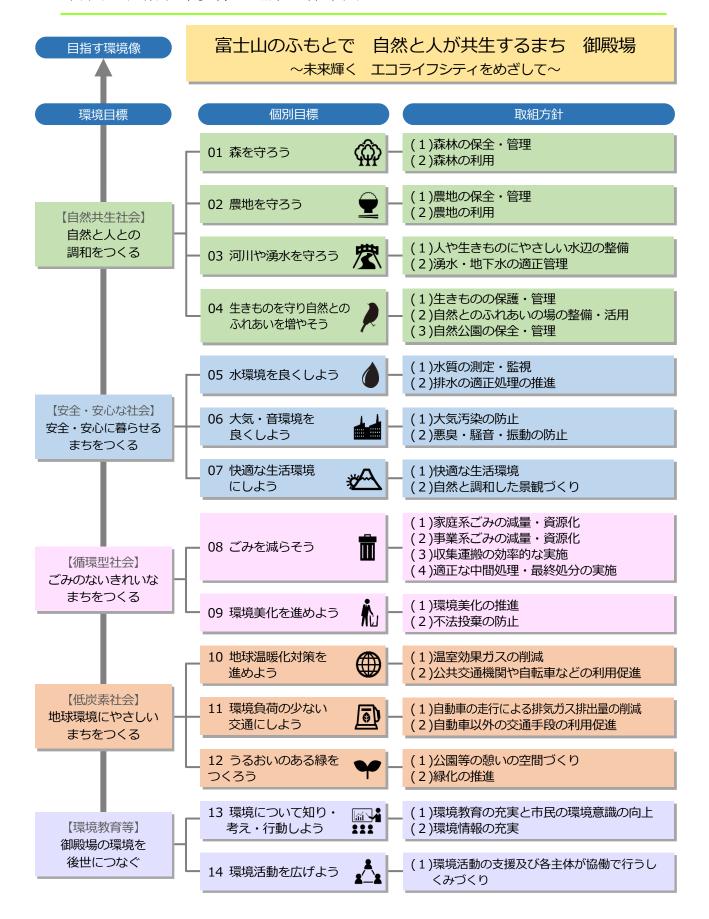
第一次計画では「富士・人・未来 はぐくむ自然郷(エコトピア)御殿場」を目指す環境像としましたが、第二次計画では第一次計画の環境像を継承しつつ、更に発展させた環境像を設定しています。

(3) 施策の体系と推進体制

計画の目指す環境像を実現するため5つの環境目標を掲げ、その下に14の個別目標を掲げています。それぞれの目標を実現するための取り組みを定め、点検・評価をしやすくすることを目的として数値目標も設定しています。計画全体や基本施策の進行状況は、事務局である環境課と所管課で点検・評価を実施し、報告書を作成した後、市民、事業者、関連団体等が参加する「御殿場市環境市民懇話会」に報告していきます。懇話会での意見を事業の見直し・改善に生かし、環境施策の充実と推進を図ります。

(4) 点検・評価の方法

令和6年度に実施した環境の保全と創造に関する施策及び事業の内容並びに実施状況・ 課題等について、所管課に報告してもらい、14の個別目標ごとに37の数値目標を設定し、 点検・評価指標を設け、事務局である環境課と所管課で点検・評価を行いました。



2 第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果

第二次御殿場市環境基本計画では平成28年度から令和7年度までの10年間を計画の期間 としており、計画の目標達成状況を把握するため、「数値目標」を設定しています。 令和6年度実績の第二次御殿場市環境基本計画の点検・評価結果について報告します。



環境目標 「自然共生社会」自然と人との調和をつくる

個別目標 取組方針	01 森を守ろう 1-1 森林の保全・管理		\$
項目	1 - 1		
指標	間伐実施面積 (累計)	林道整備延長 (舗装延長)	広葉樹への転換面積 (累計)
基準値(H26)	1, 452. 20ha	17, 504m	4. 19ha
R6 目標値	2, 320. 00ha	20, 223 m	6. 20ha
R6 実績	1, 865. 21ha	20, 359 m	8. 33ha
最終目標値 (R7)	2, 440. 00ha	20, 357 m	6. 40ha
市内で13.56ha の間伐が実 林道沢入線及び林道 施されたものの、目標値は 1 号線の舗装工事		林道沢入線及び林道高内 1号線の舗装工事が完了 し、目標を達成している。	目標は達成しており、風倒 木等による災害の防止や 良好な自然環境の創出に 寄与している。

個別目標 取組方針	02 農地を守ろう 2-1 農地の保全・管理		<u>•</u>
項目		2 - 1	
指標	エコファーマー認定数	多面的機能支払対象面積	有害鳥獣による被害面積
基準値(H26)	36 人	137. 3ha	1, 291 a
R6 目標値	_	194. 0ha	544 a
R6 実績	27 人	312. 7ha	734 a
最終目標値 (R7)	45 人	200. 0ha	500 a
取組状況 及び評価	持続農業法に基づき、エコファーマーの認定を行ってきたが、法の廃止により令和4年7月1日以降は、エコファーマーの新規申請や更新申請の受付が出来ず、目標の達成は難しい。代わりにみどりの食料システム法に基づくみどり認定が制定されたので、情報収集に努めたい。	例年目標は達成している。 新規や事業終了地区があるため対象面積は増減しているが目標値はクリアできる。農地の保全、農村環境の向上、地域コミュニティの強化などに一定の効果が出ている。活動組織数は現状を維持しつつ、新たな地域での取り組みを視野に入れていく。	前年度と比較をすると被害面積は増加した。電気柵の設置が進む中畑では被害が減少しているが、箱根山系、東富士演習場近接地域で被害が増加している。目標の達成に向け、実施隊と協力して被害の軽減に努めたい。

個別目標 取組方針

03 河川や湧水を守ろう 3-1 人や生きものにやさしい水辺の整備 3-2 湧水・地下水の適正管理



	0.21分水 泡上水沙超五百年		
項目	3 - 1	3 - 2	
指標	環境に配慮した 河川整備箇所数(累計)	有収率 (配水量に対して実際に 使用された水量の割合)	年間平均地下水位
基準値(H26)	12 か所	83.5%	306. 27 m
R6 目標値	16 か所	84.0%	306. 27 m
R6 実績	16 か所	81.5%	307. 40 m
最終目標値 (R7)	16 か所	86.1%	306. 27 m
目標達成されているが、 今年度は事業が完了できず実績としては計上できず実績としては計上できなかった。目標値通りの 及び評価 整備が進んでいるので今後も積極的に整備を進めていく。		年々、給配水量が減少しており、有収率が低下している。引き続き、配水管の入替、漏水調査及び修繕を行い、有収率の向上を目指す。	基準年度(平成 26 年度) と比較して大幅な変動は 見受けられず、目標を達成した。今後も継続的な 観測を実施し、地下水の 採取に伴う地下水障害の 防止及び水環境の保全に 努めていく。

個別目標 取組方針	04 生きものを守り自然とのふれあいを増やそう 4-2 自然とのふれあいの場の整備・活用			
項目	4 -	2		
指標	富士山樹空の森の利用者数	自然観察会などへの参加者数		
基準値(H26)	388, 500 人	670 人		
R6 目標値	416,000 人	790 人		
R6 実績	335, 264 人	153 人		
最終目標値 (R7) 420,000 人		800 人		
自主企画イベント等を数多く実施したことで、利用者増につながった。利用者人数はコロナ禍前を超え、右肩上がりで上昇はしているものの、目標との乖離がある。日本の象徴でもある富士山を学べる施設としての魅力を多くの媒体により発信し、更なる利用者増につなげていきたい。		様々な媒体を活用して広報活動を行ったことで前年度より参加者は増加したが、目標値には届かなかった。今後も継続してイベント等の周知に努めていくとともに、富士山環境保全・教育推進事業補助金を活用する市民団体と連携するなど、工夫した環境教育を実施していく。		

環境目標 「安心・安全な社会」安心・安全に暮らせるまちをつくる

個別目標 取組方針	05 水環境を良くしよう 5-1 水質の測定・監視 5-2 排水の適正処理の推進	
項目	5 - 1	5 - 2
指標	河川の環境基準目標値の達成度	汚水処理人口普及率
基準値(H26)	92. 8%	61.8%
R6 目標値	100.0%	72. 4%
R6 実績	100.0%	73. 7%
最終目標値 (R7)	100.0%	73.0%
月毎の水質調査では環境基準の超過が 見られる箇所があったものの、令和 6 年度の平均値は環境基準を達成した。 今後も継続的に水質調査を実施し、環 境基準が未達成である場合は原因の究 明に努める。		公共下水道への接続推進、公設浄化槽事業、単独浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換により目標を達成した。今後も引き続き接続や転換を呼びかけることで普及率向上に努めるとともに、適切な維持管理を行っていく。

個別目標 取組方針	06 大気・音環境を良くしよう 6-1 大気汚染の防止 6-2 悪臭・騒音・振動の防止		
項目	6 - 1	6-2	
指標	大気汚染に係る環境基準達成率 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	自動車騒音に係る環境基準達成率	
基準値(H26)	100.0%	92.6%	
R6 目標値	100.0%	100.0%	
R6 実績	100.0%	99.8%	
最終目標値 (R7)	100.0%	100.0%	
取組状況 及び評価	全ての項目で環境基準を満たしており目標を達成した。今後も継続して注視し、大気の現状を把握することで、大気汚染を防止する。	高速道路2路線と県道3路線において 自動車騒音の面的評価を行い、目標未達 成であった。今後も継続して注視し、生 活環境の保全がなされるよう努めてい く。	

07 快適な生活環境にしよう 個別目標 **₩** 7-1 生活環境の保全 取組方針 7-2 自然と調和した景観づくり 7 - 17 - 2項目 立入検査による 眺望遺産の認定件数 公害苦情件数 指標 違反指導事業所の割合 (累計) 基準値(H26) 0.0% 31 件 5件 R6 目標値 0.0% 21 件 7件 R6 実績 2.9% 25 件 5件 最終目標値 0.0% 20 件 7件 (R7) 全体25件の内訳として 眺望遺産の最終目標数に 34事業所の立入検査 (県との合同含む)を実 は、水質5件、土壌1件、 向け、候補を慎重に検討し 施し、1件の違反があり 騒音5件、悪臭12件、そ ている。候補個所の検討に の他2件であった。苦情発 指導を実施。原因と対策 ついては、庁内外の意思疎 の報告をいただいた。今 生原因の特定および苦情 通が重要であり情報収集 取組状況 の解決に努めるほか、必要 に努め慎重に進めていく。 回は目標達成とならな 及び評価 かったが、今後も継続し に応じて県と連携して立 て立入検査を実施する。 ち入り、検査、指導を行い、 公害発生の抑制に努めて

いく。

環境目標 「循環型社会」ごみのないきれいなまちをつくる

個別目標 取組方針	08 ごみを減らそう 8-1 家庭系ごみの減量・資源化 8-2 事業系ごみの減量・資源化 8-4 適正な中間処理・最終処分の実施			
項目		8 - 1	8 - 2	
指標	ごみ総排出量	家庭系 リサイク		生ごみ処理機の 設置補助件数(累計)
基準値(H26)	29, 044t	14. 77	%	8,403件
R6 目標値	27, 888t	13. 02	%	_
R6 実績	25, 609t	10. 80	%	*H30 までの累計実績 1,436 件
最終目標値 (R7)	28, 000 t	13. 40	%	8,950 件
取組状況 及び評価	昨年度実績よりも減少し、目標も達成した。資源物等の分別および回収方法の周知を図り、さらなるごみの減量を推進する。	目標未達成となった。原因 としては古紙等の無料回 収所の増加等に伴い、集積 所回収が減少しているた めと考えられる。分別方 法、回収方法について、継 続して周知していく。		平成30年度をもって生ごみ処理機の設置補助金補助制度を廃止したため、件数の増加は無い。累計は1,436件と目標を達成することはできなかったが、生ごみ処理機について市民に広く浸透したと考えられる。
項目		8 –	- 4	
指標	最終処分場の埋立死		不適切排出ごみの件数	
基準値(H26)	19, 329 m³		2, 535 件	
R6 目標値	15, 613 m ³		1,895件	
R6 実績	16, 289 m³		4,422 件	
最終目標値 (R7)	15, 300 m³		1,300件	
取組状況 及び評価	資源化及び再利用が促進 みは減少傾向にある。また ンターからの埋立破砕ご ることから埋立容量が減 みの縮小及び埋立地の延 ている。	た、再資源化セ みも細粒であ 少し、埋立ご	ナーの啓発な置を継続し、る。排出方法周知を図るほ	無線や広報等でごみ出しマや啓発看板等の効果的な設不適切排出ごみの減少を図や分別についてより一層のほか、不適切排出者へは指導とで目標達成に努める。

個別目標 取組方針	09 環境美化を進めよう 9-1 環境美化の推進 9-2 不法投棄の防止	♣
項目	9 - 1	9 - 2
指標	環境美化活動参加者数	不法投棄発見件数
基準値(H26)	34, 064 人	106 件
R6 目標値	35, 381 人	62 件
R6 実績	30, 263 人	71 件
最終目標値 (R7)	38, 000 人	55 件
取組状況 及び評価	目標は達成できなかったが、環境美化への意識は浸透していることから、今後も 多くの参加を期待している。	不法投棄の早期回収・関係団体との連 携及びパトロールの強化を図ることに より、不法投棄されにくい環境を創る ことで目標達成に努める。警察など関 係機関等との連携を密にすることで抑 制を図っていく。

環境目標 「低炭素社会」地球環境にやさしいまちをつくる

個別目標 取組方針	10 地球温暖化対策を進めよう 10-1 温室効果ガスの削減 10-2 再生可能エネルギー・省エネルギーの推進		
項目	10 — 1	10-2	
指標	温室効果ガス排出量削減率 (市の事務事業)	太陽光発電等新・省エネルギー機器 設置費補助件数 (累計)	
基準値(R1)	0.0% (基準年度 R1)	3,427 件	
R6 目標値	70.7%	7,798件	
R6 実績	37. 5%	5,577 件	
最終目標値 (R7)	86.0%	8,600 件	
取組状況 及び評価	温室効果ガスの排出量は着実に減少しているが、目標を大きく下回る結果となった。計画的に温室効果ガスの削減につながる取り組みを推進していく。	市民の省エネへの関心の高まりにより、補助件数は前年度より 219 件の増となったが、目標は達成できなかった。	

個別目標 取組方針	11 環境負荷の少ない交通 11-2 公共交通機関や自転			(4)
項目		11-2		
指標	公共交通機関利用者数 (バス) ※年間利用者数	公共交通機関利用者数 (電車)※1日平均乗降者数	歩道 (自転車・歩 む) の延長 (道路	
基準値(H26)	696, 294 人	9,752 人	76. 9km	
R6 目標値	750,000 人	10,800 人	86.9km	
R6 実績	659, 759 人	8,700 人	133.0km	
最終目標値 (R7)	785, 000 人	11,000人	86.9km	
取組状況 及び評価	事業者による利用環境の改善や市の利用促進運動により利用者数は順調に回復しているが、目標を達成していない。今後も継続して利用者数の維持ができるよう事業者と協力していく。	コロナ禍による影響から順 調に回復しているが、ピー ク時と比べるとまだ少ない 状況。今後も事業者と協力 しながら利用促進運動を行 い、コロナ禍前の利用者数 に戻ることを期待してい る。	東富士パーク(団地館連系道の一番側道の一番側道の「大大の一番」では、大大の一番では、大いの一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、	[路)の 名高速 分開とな ること

個別目標 取組方針	12 うるおいのある緑をつくろう 12-1 公園等の憩いの空間づくり 12-2 緑化の推進						
項目		12-1 $12-2$					
指標	市民一人当たりの 都市公園面積	ごてんば花と緑の マイスター認定者数 (累計)	団地間連絡道路への 植栽総延長				
基準値(H26)	10.36 m²/人	0人	0.0km				
R6 目標値	12.70 m²/人	145 人	14.5km				
R6 実績	12.74 m²/人	-	14.5km				
最終目標値 (R7)	12.70 ㎡/人	270 人	14.5km				
取組状況 及び評価	昨年度より微増し目標を 達成した。芝生や遊具等 の管理により、市民にと って憩いの場となる空間 を作り、維持に努める。	平成30年度でマイスター 事業は終了となったため、増加はない。今後はこれに代わる事業を模索していく。	植栽完了し、引き続き維持 管理を行っていく。				

環境目標 「環境教育等」御殿場の環境を後世につなぐ

個別目標 取組方針	13 環境について知り・考え・行動しよう 13-1 環境教育の充実と市民の環境意識の向上 ****						
項目	13-1						
指標	環境教育イベント・講座などの参加者数	富士山豆博士認定者数(累計)					
基準値(H26)	987 人	5,805 人					
R6 目標値	1, 180 人	9,600 人					
R6 実績	1, 325 人	7, 971 人					
最終目標値 (R7)	1,200人	9,800 人					
取組状況 及び評価	参加者の内訳はアースキッズ135人、ごみ分別91人、こども環境会議165人であり目標を達成した。市民ニーズを踏まえた環境イベントの企画等、今後も環境教育を推進していきます。	令和6年度は御殿場小と印野小の 2校で実施、174人が富士山豆博士として新たに認定された。実施校が決定しているため増加は望めず、 目標は未達成となった。					

個別目標 取組方針	14 環境活動を広げよう 14-1 環境活動の支援及び各主体が協働で行うしくみづくり 4 -1							
項目		14-1						
指標	エコアクション 2 1 認証取得事業所数 (累計)	環境活動に係る 市民協働事業数 (累計)	御殿場エコサポーター 活動登録件数 (累計)					
基準値(H26)	29 社	26 事業	0 件					
R6 目標値	48 社	48 事業	58 件					
R6 実績	39 社	37 事業	59 件					
最終目標値 (R7)	50 社	50 事業	60 件					
取組状況 及び評価	昨年と変更なく、目標未 達成となった。今後も認 証取得事業所数増加に向 けて積極的な広報活動に 努めていく。	令和6年度に対象事業が なく、目標未達成となっ た。様々な市民団体と情 報交換し、市民協働事業 の実施を検討していく。	令和6年度は1団体の登録があり、目標達成となった。今後も継続して周知をするとともに、内容の充実を図っていく。					

第2章 環境への各種施策

1 環境行政のあゆみ

平成5年	〇 11月	「環境基本法」公布
平成8年	3月	「静岡県環境基本条例」公布
平成9年	3月	「静岡県環境基本計画」策定
平成10年	0 10月	「地球温暖化対策の促進に関する法律」公布
平成11年	4月	環境保全課を新設
平成12年	7月	「環境審議会」が発足
	12月	市役所がISO14001の認証を取得
平成13年	4月	「御殿場市環境基本条例」公布
		「御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
平成14年	3月	「第2次静岡県環境基本計画」策定
	4月	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を新設
平成16年	3月	「御殿場市環境基本計画」策定
	12月	「環境市民会議」が発足
平成18年	3月	「第2次静岡県環境基本計画」策定
平成19年	2月	「御殿場市地域省エネルギービジョン」策定
	3月	「第2期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
		「静岡県地球温暖化防止条例」公布
平成20年	12月	I SO14001の認証を返上
平成21年	4月	独自の環境マネジメントシステムである「御殿場市環境マネジメントシステム」運用開始
	5月	「環境市民会議」を廃止し「環境市民懇話会」を発足
平成23年	3月	「第3次静岡県環境基本計画」策定」
平成24年	3月	「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」策定
平成27年	3月	「ふじのくに地球温暖化対策実行計画(改訂版)」策定
平成28年	3月	「第二次御殿場市環境基本計画」策定
	10月	「御殿場市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定
平成29年	3月	「第4期御殿場市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定
令和3年	3月	「第5期御殿場市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」策定
令和4年	5月	「第二次御殿場市環境基本計画(中間見直し)」策定
令和5年	○ 1月	「御殿場市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」策定

【御殿場市環境マネジメントシステム基本理念・環境方針】

基本理念

御殿場市は、富士山のふもとに位置し、さわやかな高原のまちとして、豊かな自然と文化を富士山とともに育んできました。

しかし、私たちは豊かな社会を築き上げる一方で、この環境に負荷を与え続け、地域のみならず地球規模の環境をも悪化させています。

そこで、私たちは環境問題を普遍的な課題としてとらえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けて環境に配慮した暮らし方や事業活動を進めていく必要があります。

このため、本市は一事業所として環境マネジメントシステムを導入することにより、市の事務及び事業 を環境に配慮した組織活動として取り組み、豊かな自然やかけがえのない地球環境を守り育て、確実に次 の世代に引き継ぐよう努めていきます。

環境方針

御殿場市役所は、率先して環境問題に取り組むことを最重要課題と位置付け、一人ひとりの毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し、環境負荷の低減に努め、環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、環境マネジメントシステムを活用することにより市民サービスの向上を図るため、次の事項について取り組んでいきます。

- 1 環境関連法令等を順守するとともに、継続的な環境の保全・改善に努め、さらに汚染の未然防止を図ります。
- 2 環境マネジメントに関する組織運営体制を整備し、責任の所在を明確にするとともにシステムを 継続的に改善します。
- 3 低炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス削減に取り組んでいきます。
- 4 環境の向上と環境負荷の低減について具体的な目標を設定し、継続的に見直します。
- 5 組織のために働くすべての人が環境方針を認識し、環境方針に沿った活動を継続的にできるよう 教育訓練を行います。
- 6 環境方針及び環境に関する情報を広く内外に公表します。

平成21年4月1日

御殿場市長 若 林 洋 平

(1) 御殿場市環境マネジメントシステムのあゆみ

御殿場市は、地球環境の保全に自ら率先して取り組み、環境にやさしいまちづくりを推進しています。そして、このことが環境問題に対する市民の意識啓発にもつながると考えています。

ISO14001とは、環境により良い事業活動を行うため、環境への負荷低減や環境保全活動推進に配慮した事業活動を計画、実行し、これを常に検証し見直す作業(PDCAサイクル)を続ける環境マネジメントシステムに与えられる認証です。御殿場市では、平成12年12月にISO14001の認証を取得し、平成15年度には取り組み範囲(適用範囲)を広げ認証を更新しました。平成18年度にはさらに範囲を広げ認証更新しました。8年間にわたる継続的活動によって、職員に環境配慮意識及び行動の定着やエネルギー消費量の削減など一定の成果を上げてきました。

平成21年度からは御殿場市環境マネジメントシステムに移行し、組織特性にあった取り組みを開始しました。

平成 22 年度には運用体制の強化を図るため新たに内部環境監査員を養成し、平成 29 年度 からは指定管理施設についても御殿場市環境マネジメントシステムの対象としました。

(2) 御殿場市環境マネジメントシステムの運用

環境マネジメントシステムとは、組織が自らの活動から生じる環境への影響を自主的かつ 継続的に改善していくための仕組みです。

御殿場市環境マネジメントシステムは、環境管理総括者(市長)が定める基本理念・環境方針に基づき、御殿場市の事務及び事業活動に伴う環境の向上及び環境への負荷を継続的に低減するとともに、省エネルギーを推進する本市独自のシステムです。

具体的には、目標 (Plan)、実施 (Do)、点検 (Check)、見直し (Action) のPDCAサイクルにより継続的な環境配慮への取り組みを行います。

継続的な改善

見直し[Action] 環境管理総括者(市長)の 見直し 基本理念· 環境方針

目標・計画[Plan] 目標や計画の策定

点検・評価[Check] システムの点検、内部環境監査 の実施 <u>実施[Do]</u> 実施のための推進体制の整備、 環境研修の実施

3 御殿場市地球温暖化対策実行計画

市では、平成10年10月に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて、市役所の事務及び事業の実施によって排出される温室効果ガスの排出量を抑制するため、平成13年3月に温室効果ガスの削減目標及び削減のための取組内容を定めた「第1期地球温暖化対策実行計画」を策定しました。その後、平成19年3月に「第2期地球温暖化対策実行計画」、平成24年3月に「第3期御殿場市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全職員が常に意識をもって行動することにより、削減目標達成に向け取り組んできました。平成28年10月には「御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」、平成29年3月には「第4期御殿場市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、令和3年3月には「第5期御殿場市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」、令和3年3月には「第5期御殿場市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、全職員が市役所の事務・事業において、温室効果ガスの削減目標達成に向け取り組んでいます。

(1) 計画の期間・削減目標

区分	基準年度	計画の期間	温室効果ガス 削減目標(%)
第1期実行計画	平成11年度	平成 12 年度 ~ 平成 18 年度	5
第2期実行計画	平成17年度	平成 19 年度 ~ 平成 23 年度	5
第3期実行計画	平成22年度	平成 24 年度 ~ 平成 28 年度	5
第4期実行計画(事務事業編)	平成27年度	平成29年度~令和2年度	4
第5期実行計画(事務事業編)	令和元年度	令和3年度 ~ 令和7年度	86
		短期目標:令和2年度	16
実行計画(区域施策編)	平成17年度	中期目標:令和12年度	26
		長期目標:令和32年度	80
実行計画(区域施策編)	亚出 95 年度	中期目標:令和12年度	46
天11計画(区域肥東編)	平成 25 年度	長期目標:令和32年度	100

第3期までは本庁・出先機関のみが対象で、第4期以降は指定管理施設も含む。

<第5期実行計画の削減目標の内訳>

エネルギーの使用等(電気、A重油、灯油、都市ガス、LPG、ガソリン、軽油)

項目	基準年度(R1)排出量	目標(R7)		
点 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(t-CO ₂)	削減率(%)	削減量 (t-CO ₂)	
電気	8, 280	100	8, 280	
公用車燃料	306	5. 0	15	
その他燃料	1, 126	5. 0	56	
合 計	9, 712	86	8, 351	

※間接的な効果のある水使用量、紙使用量、廃棄物排出量についても削減に向け努力します。

(2) 計画の対象物質

	項目	第5期実行計画	実行計画(区域施策編)
	二酸化炭素	0	0
	メタン	0	0
	一酸化二窒素	0	0
	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	0	0
代替	パーフルオロカーボン (PFCs)	_	0
フロン類	六フッ化硫黄 (SF6)	_	0
	三フッ化窒素(NF3)	_	0

(3) 計画の対象範囲

市直営施設(本庁舎・東館・分館・水道庁舎)、出先機関及び指定管理施設を含めた全ての機関とします。

ただし、委託事業及び地区コミュニティ供用施設、道路街灯などの電気の使用等に伴う二酸 化炭素排出量は除きます。

(4) 取組内容

- ① 物品等やサービスの使用、購入に当たっての取組
 - ・省エネルギー、省資源の徹底
 - ・廃棄物減量化とリサイクルの推進
 - ・ グリーン購入等の推進
- ② 公共施設の建築、増改築及びその管理等に当たっての環境保全への配慮
 - ・環境に配慮した設計、施工、管理の推進
 - ・省エネルギー機器導入の推進
- ③ 教育・事業部門等における環境保全への配慮
 - ・環境教育の推進
 - ・再生可能エネルギーや環境負荷の少ない高効率機器の導入の推進
- ④ 公共事業等における環境保全への配慮
 - ・都市緑化、省エネルギー対策の推進
 - ・交通渋滞の緩和、二酸化炭素の排出抑制
 - ・建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処分の推進

(5) 温室効果ガス排出状況

① 第1期実行計画

		H11 (基準年)	12	13	14	15	16	17	18	
	削減率	目標	_	0.0	1.0	2.0	3.0	5. 0	5. 0	5. 0
	(%)	実績	_	△1.1	1.3	△0. 1	4. 1	2. 4	0.1	4. 1
市	役所全体	目標	3, 663, 504	3, 663, 504	3, 626, 869	3, 590, 234	3, 553, 599	3, 479, 335	3, 479, 335	3, 479, 335
	排出量 (kg-CO ₂)	実排 出量	3, 663, 504	3, 703, 743	3, 614, 459	3, 665, 742	3, 513, 842	3, 574, 801	3, 658, 165	3, 514, 179
	本庁	目標	719, 947	719, 947	712, 748	705, 548	683, 950	662, 351	662, 351	662, 351
内	排出量 (kg-CO ₂)	実排 出量	719, 947	717, 316	653, 906	672, 597	641, 780	660, 034	684, 055	630, 011
訳	出先機関	目標	2, 943, 557	2, 943, 557	2, 914, 121	2, 884, 686	2, 869, 649	2, 816, 984	2, 816, 984	2, 816, 984
	排出量 (kg-CO ₂)	実排 出量	2, 943, 557	2, 986, 427	2, 960, 553	2, 993, 145	2, 872, 062	2, 914, 767	2, 974, 110	2, 884, 168

		H11 (基準年)	12	13	14	15	16	17	18
	目標削減率(%)	_	0.0	1. 5	2.5	3.0	4.0	4. 0	4. 0
用紙類	実削減率(%)	_	△3. 5	5. 2	△9. 41	15. 5	20.6	0. 9	17. 4
人/13至	使用量(kg)	120, 292	124, 662	114, 024	108, 937	102, 804	95, 461	119, 199	99, 374
	目標削減率(%)	_	1. 0	1. 5	2. 0	2. 5	3. 0	3. 0	3. 0
用水 使用量	実削減率(%)	_	4. 9	11.9	17.8	24. 6	23. 9	23. 9	27. 7
(人)以里	使用量(kg)	245, 342	233, 281	216, 267	201, 592	184, 922	186, 777	186, 724	177, 397
	目標削減率(%)	_	0.0	1. 5	2. 5	3. 0	4. 0	4. 0	4. 0
廃棄物 排出量	実削減率(%)	_	△9. 2	△3. 9	0. 5	5. 9	27.8	40. 9	40. 5
VI PI 35	排出量(kg)	402, 878	440, 011	418, 438	400, 792	378, 973	290, 925	238, 270	239, 721

② 第2期実行計画

		H17 (基準年)	19	20	21	22	23	H23 年度における 削減率 (基準年比)
市	i役所全体(kg-CO2)	3, 600, 164	3, 539, 997	3, 454, 259	3, 547, 334	3, 515, 258	3, 367, 091	
内	本 庁(kg-CC	2) 658, 226	632, 302	598, 761	632, 290	660, 072	588, 080	6. 5%
内訳	出先機関(kg-C	2, 941, 938	2, 907, 695	2, 855, 498	2, 915, 044	2, 855, 186	2, 779, 011	

	H17 (基準年)	19	20	21	22	23	H23 年度における 削減率 (基準年比)
電 気(t-CO ₂)	1, 997	2,075	2, 059	2, 129	2, 373	2, 330	△16. 7%
公用車燃料(t-CO2)	311	288	268	255	262	270	13. 2%
その他燃料(t-CO ₂)	1, 292	1, 177	1, 127	1, 167	880	767	40.6%

③ 第3期実行計画

		H22 (基準年)	24	25	26	27	28	H28 年度における 削減率 (基準年比)
市役所全体(kg-CO2)		4, 308, 240	4, 116, 053	4, 097, 106	4, 069, 720	4, 084, 648	4, 216, 992	
内	本 庁(kg-CO ₂)	808, 174	856, 668	695, 028	665, 903	632, 769	664, 002	2.1%
内訳	出先機関(kg-C02)	3, 500, 066	3, 259, 384	3, 402, 078	3, 403, 817	3, 451, 879	3, 552, 990	

	H22 (基準年)	24	25	26	27	28	H28 年度における 削減率 (基準年比)
電 気(kg-CO2)	3, 165, 481	3, 205, 198	3, 189, 573	3, 133, 334	3, 138, 083	3, 266, 730	△3. 2%
公用車燃料(kg-CO2)	262, 299	268, 386	255, 993	254, 435	277, 454	271, 550	△3. 5%
その他燃料(kg-CO ₂)	880, 460	642, 469	651, 540	681, 950	669, 110	678, 713	22.9%

④ 第4期実行計画

		H27 (基準年)	29	30	R1	2	R2 年度における 削減率 (基準年比)
	「行役所全体(kg-CO2) (指定管理施設含む)	10, 522, 547	10, 083, 615	9, 745, 415	9, 717, 037	8, 777, 092	
	本 庁(kg-CO ₂)	949, 101	720, 789	704, 992	676, 361	651, 287	10, 00/
内訳	出先機関(kg-C02)	6, 674, 994	6, 846, 137	6, 443, 035	6, 224, 020	5, 916, 236	16.6%
	指定管理施設(kg-CO2)	2, 898, 452	2, 516, 689	2, 597, 388	2, 816, 656	2, 209, 570	

	H27 (基準年)	29	30	R1	2	R2 年度における 削減率 (基準年比)
電 気(kg-CO2)	8, 956, 798	8, 489, 290	8, 291, 023	8, 284, 854	7, 578, 324	18.6%
公用車燃料(kg-CO2)	355, 760	336, 595	319, 463	305, 502	280, 646	21.1%
その他燃料(kg-CO2)	1, 210, 322	1, 257, 730	1, 134, 929	1, 126, 680	918, 123	24. 1%

[※]第4期から指定管理施設も計画の対象とし、「本庁」には東館、「出先機関」には水道水源、浄化センター及び御殿場中継ポンプの施設の排出量等を計上していることから排出量等の数値が増加しています。

⑤ 第5期実行計画

		R1 (基準年)	3	4	5	6	7	R6 年度における 増減率 (基準年比)
	「役所全体(kg-CO ₂) (指定管理施設含む)	9, 712, 463	6, 852, 068	6, 687, 279	5, 718, 171	6, 047, 356		
	本 庁(kg-CO2)	676, 361	606, 669	238, 434	214, 490	202, 090		07.70/34
内訳	出先機関(kg-C02)	6, 219, 446	3, 307, 600	3, 426, 986	2, 825, 206	3, 004, 635		37.7%減
	指定管理施設(kg-CO2)	2, 816, 656	2, 937, 799	3, 021, 859	2, 678, 475	2, 840, 631		
		R1 (基準年)	3	4	5	6	7	R6 年度における 増減率 (基準年比)
É	電 気(kg-CO2)	8, 280, 281	5, 026, 728	4, 840, 932	3, 899, 091	4, 207, 002		49.2%減
公	:用車燃料(kg-CO2)	305, 502	255, 714	257, 741	212, 849	185, 118		39.4%減
そ	·の他燃料(kg-CO2)	1, 126, 680	1, 569, 626	1, 588, 606	1, 606, 231	1, 655, 236		46.9%増

4 新・省エネルギー各種関連事業

市では、平成19年2月に「御殿場市地域省エネルギービジョン」を策定し、第一次環境基本計画と同じ平成27年度までを最終年度とし、省資源・省エネルギーの目標や重点プロジェクトを明確化して取り組んできました。平成28年度から第二次御殿場市環境基本計画の環境目標の一つとして位置づけ、「低炭素社会 地球環境にやさしいまちをつくる」として再生可能エネルギー・省エネルギーの普及・啓発や地球温暖化防止対策を推進していきます。

(1) 子どもへの省エネ教育の推進

- ① アースキッズ事業
 - 子どもたちが家族の環境リーダーとして家庭での省エネ活動を実践
 - ・原里小学校4年生(80人)、東小学校(55人)の計135人が参加
 - ・平成18年度から2,913人の児童をエコリーダーに認定
- ② エコアクション (こども環境会議) 事業
 - ・市内の児童生徒が環境について学び、御殿場市の環境に対する意見や日頃の環境活動を発 表する事業
 - ・御殿場の環境への提言を採択し、市長及び議長に提言

(2) 再エネ・省エネ機器等の導入支援事業

地球温暖化防止のため、環境への負荷が少ない再エネ・省エネ機器等の導入を推進しており、 再エネ・省エネ機器等を導入した際に補助金を交付。対象は太陽光発電システム、太陽熱高度 利用システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)、燃料電池給湯器(エネファーム)、 リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車、燃料電池自動車又は戸建住宅高断熱化等施設 (ZEH) を導入した者。

		R1	2	3	4	5	6
十四十八	設置数(基)	**2 25	**2 39	60	80	65	76
太陽光	出力 (kW)	148. 366	225. 306	328. 98	423. 403	381. 583	444. 021
太陽熱	設置数(基)	1	-	2	1	10	5
人物系	面積(m²)	4.02	-	8.04	6.03	38. 9	18. 02
高効率統	給湯器 (基) **1	9	4	12	8	6	2
蓄	電池 (基)	68	80	83	91	106	112
家庭用エネル	ギー管理システム(基)	25	39	45	51	**3 8	*3 4
電気	電気自動車(台)		-	5	44	12	11
燃料電池自動車(台)		_	_	1	0	0	0
戸建住宅高	断熱化等施設(棟)	-	-	-	-	10	9

御殿場市家庭用太陽光発電等再エネ・省エネ機器等設置者に対する補助

- ※1 高効率給湯器は平成30年度から燃料電池給湯器(エネファーム)のみ補助対象。
- ※2 令和元・2年度において、太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム(HEMS)の両方を導入した場合に限り補助の対象とした。
- ※3 令和5・6年度において、家庭用エネルギー管理システム (IEMS) は既存住宅のみを補助の対象とした。

第3章 自然環境の保全と創造

1 自然環境の保全

(1) 富士箱根伊豆国立公園

御殿場市の富士山中腹(標高およそ1,600m)以上の地域と、箱根外輪山の上部(標高およそ900m以上)の地域は、富士箱根伊豆国立公園に指定されています。国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を図り、国民の保健休養の場として活用されるために指定されていて、特に風致景観を維持する必要性の高い特別地域においては工作物の設置、植物の採取等の各種行為は、国や県の許可を受けなければなりません。

御殿場市における国立公園の面積

	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	合 計
富士山地域(ha)	287	555	7	590	1, 439
箱根地域(ha)	0	49	81	221	351
合 計	287	604	88	811	1,790

自然公園法に基づく申請に係る国等への進達件数

	R1	2	3	4	5	6
工作物の新築、増築(件)	7	3	4	2	2	1
植物の採取(件)	0	1	1	1	0	0
その他(件)	2	2	2	0	0	0

(2) 富士山麓植生保護

富士山中腹部(標高1,500mから2,000m付近)には厳しい環境の中でフジアザミやオンタデといった植物や樹木がわずかに生息しています。最近ではその周辺にオフロード車やオフロードバイクが乗り入れ、これらの貴重な植物を踏み荒らすという被害が発生しています。こうした被害を防止するため、市も構成員となっている富士山自然環境保全連絡会議では、車両の乗り入れ防止柵や看板を設置するとともに、乗り入れ防止パトロールを定期的に行っています。

(3) 富士山基金

① 基金の概要

富士山の雄大な自然を守り、より豊かで、より美しい富士山を後世に伝えていくため、平成8年度に、「富士山基金」を創設し、市民をはじめとする、富士山に思いを寄せる多くの皆様から浄財を募っています。平成15年度には、「御殿場市富士山基金委員会」が設立され、この委員会で富士山の自然環境の維持保全、富士山の学術文化の振興等の資金として有効に活用していくことを検討しています。

富士山基金年度別寄附状況

寄付者分類	H8∼R3			4		<u>5</u>		6	合 計	
司門日刀規	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
一 般	310	34, 073, 848	0	0	2	285, 309	2	284, 676	314	34, 643, 833
募金箱		1, 093, 850	-	24, 398		40, 879		27, 913		1, 187, 040
ビデオ分	-	544, 320	-	0	_	0	_	0	_	544, 320
5財産区	30	25, 000, 000	0	0	0	0	0	0	30	25, 000, 000
ふるさと納税	2	100, 000	0	0	0	0	0	0	2	100,000
一般財源		27, 516, 303	_	602		812		411		27, 518, 128
合 計	346	88, 328, 321	0	25,000	2	327, 000	2	313, 000	346	88, 993, 321

基金額 18,934,998円(令和7年5月31日現在)

コメントの追加 [01]: 国立公園許可受付台帳

コメントの追加 [S2]: フォルダ

X:¥004-自然保護¥01-自然公園法¥国立公園許認可業務 ¥令和6年度許可

ファイル名

R6 自然公園法許認可申請受付簿. xls

コメントの追加 [G3]: 【数値の参照先】 X:¥★政策スタッ フ¥富士山基金¥富士山基金寄附関係¥HP(基金)¥R○年度 分

Word 文書ファイルを参照

コメントの追加 [G4R3]: 【表】X:¥★政策スタッフ¥御殿 場市の環境¥R3 年度版市の環境 (R4 作成)¥グラフ・様式 等¥3 章 富士山基金・有害鳥獣、x1sx

コメントの追加 [S5]: フォルダ

Excel データの数値をコピーして貼り付け

X:¥★政策スタッフ¥富士山基金¥富士山基金寄附関係 ファイル名

年度別寄付金一覧表.xls

コメントの追加 [S6]: 決算付属資料最終ページ (財政課作成) と合わせる?合わせるなら5月31日現在

② 活用事業

アごてんばの富士山豆博士事業

御殿場の子どもたちが、身近な存在である富士山及び富士山麓の自然に触れ親しみ、富士山を取り巻く自然環境の大切さ・素晴らしさを再認識するとともに、新たな発見をして、ごてんばの富士山豆博士になることを目的とした事業です。

市内の小・中学校全 16 校を対象に平成 18 年度からスタートし、平成 30 年度からは市内の小学校全 10 校の中から毎年 2 校で実施しています。

令和6年度は、新たに174人の「ごてんばの富士山豆博士」が誕生しました。これまでに延べ7,971人が認定されています。 実施校の取組成果は市役所市民ホール及び富士山交流センター等へ展示するとともに広報ごてんばに掲載し、公表しました。

取組実施校

		- p - 1,1	J 4/12/24		
年度	R2	R2 3 4		5	6
取組人数		100 人		152	174
実施校	中止	朝日小学校	御殿場南小学校	原里小学校	御殿場小学校
		高根小学校	東小学校	玉穂小学校	印野小学校

イ 富士山宝永噴火 300 年記念DVD作成事業

平成 19 年度に富士山宝永噴火 300 年記念事業の中で、記念DVDの作成に当たり、一部基金が活用されました。

ウ 富士山測候所関係資料調査・登録・整理事業

平成21年度に富士山測候所御殿場基地事務所に所蔵されていた気象観測関係資料を調査・登録・整理に当たり、一部基金が活用されました。

エ 交流センター富士山ゾーン整備事業

平成 22 年度に交流センター富士山ゾーン整備事業の展示部門に一部基金が活用されました

オ 富士山御殿場口新五合目公衆トイレの改築事業

令和元年度に富士山御殿場口新五合目公衆トイレの改築のため、一部基金が活用されました。

カ 富士山の自然環境保全および環境教育進事業

富士山本来の生物多様性と水源涵養力を取り戻すため、一部基金が活用されました。

キ 富士山巡礼路調査 (須山口・御殿場口登山道) 事業

御殿場市と世界文化遺産富士山の深いつながりを明らかにするため、一部基金が活用されました。

ク 富士山世界遺産登録10周年記念事業

富士山が世界文化遺産登録されて10年になるのを記念し、富士山の魅力を再発信するため、一部基金が活用されました。

ケ 御殿場市版レッドデータブック作成基礎調査事業

御殿場市版レッドデータブック作成基礎調査事業のため、一部基金が活用されました。

コメントの追加 [S7]: 富士山基金を新規に充てた事業あれば追記

コメントの追加 [08]: フォルダ

X:¥★政策スタッフ¥富士山基金¥富士山豆博士事業 ファイル名

取組校及び人数. xlsx

コメントの追加 [G9]: 実施した際には、この文章に続けて 『実施校の取組成果は、市役所市民ホール及び富士山交 流センター等へ展示するとともに広報ごてんばに掲載 し、公表しました。』

コメントの追加 [G10]: ホシガラスの会

御殿場市富士山環境保全・教育推進事業補助金

2 野生生物の保護等

(1) 傷病鳥獣の保護

傷ついたり病気等で動けなくなっている野生鳥獣を保護し、鳥獣保護管理員と連携を図り 自然に還すことに努めています。令和6年度は8件の傷病鳥獣の保護をしました。

(2) 野鳥の捕獲の許可と飼養登録

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、愛玩飼養を目的とした野鳥の飼養の登録を行っています。また、飼養が許される野鳥はメジロに限られており、飼養することができるのは1世帯1羽のみです。ただし、平成24年度から捕獲は禁止となりました。違法捕獲や無登録飼養は法律により罰せられます。

本市では平成24年度以降、野鳥の捕獲許可及びメジロの飼養登録実績はありません。

(3) 被害防止目的捕獲許可(有害鳥獸捕獲許可)

鳥獣による著しい農作物や森林への被害、さらには私たちの生活環境や動植物類の生態系への悪影響を及ぼしかねない場合に、被害防止目的の捕獲を許可しています。

年度別許可件数と捕獲実績

	R1	2	3	4	5	6
許可件数 (件)	11	8	11	10	10	14
鳥類浦獲許可数(羽)	10	0	80	0	0	99
哺乳類捕獲許可数(頭)	1, 335	1, 684	2, 580	2, 615	1,850	1,844
鳥類捕獲数(羽)	2	0	28	0	0	0
哺乳類捕獲数(頭)	747	883	805	834	674	548

※主な捕獲許可鳥獣:ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン

コメントの追加 [G11]: X:¥★政策スタッフ¥鳥獣保護¥有害 鳥獣捕獲関係¥鳥獣被害¥鳥獣対応台帳. xlsx

コメントの追加 [012]: フォルダ

X:¥★政策スタッフ¥鳥獣保護¥有害鳥獣捕獲関係¥有害鳥 獣捕獲許可¥許可台帳

ファイル名

R6 有害鳥獣捕獲許可台帳. xls

R 6以降

⇒農林整備課・小松統括にもらったファイルより ファイル名

【御殿場市 0710 修正】①【照会用】0627 修正【東部】R6 分被害防止捕獲許可月報(0707 自然保護課修正)0708 東 部修正. x1sm

3 自然とのふれあい

(1) 富士山自然誌リレーセミナー

富士山とその周辺の自然環境を毎回違ったテーマで勉強していくセミナーです。平成8年度から平成29年度まで通算58回開催され、延べ1,601人が受講しています。

年度	開催日	テーマ	参加者数
H27	8月 1日	富士山の自然を学ぼう	11 人
ΠΔΙ	8月 11日	富士山の緑と花を探る	8人
28	8月 2日	「富士山」や「身近な自然」は宝物!	6人
20	8月13日	富士山の自然を学ぼう	15 人
29	8月 4日	世界に一つだけ!! UVレジンをつかった自分だけの オリジナルアクセサリーをつくろう	23 人
	8月 11日	わくわく自然探検隊	23 人

(2) 富士山自然観察会

富士山とその周辺の自然に直接触れることによって、自然の仕組みや素晴らしさを知ってもらい、かつ自然保護の重要性を認識してもらうために、平成8年度から平成29年度まで通算41回開催し、延べ925人が参加しています。

年度	開催日	開催日 テーマ	
H27	5月 30日	富士山の野鳥と環境	16 人
ΠΔΙ	8月 1日	富士山の自然を学ぼう	11 人
28	8月 13日	富士山周辺の森で遊ぼう	15 人
	10月 15日	富士山の野鳥と自然環境	13 人
90	8月 11日	わくわく自然探検隊	23 人
29	10月 22日	富士さんぽ 〜魅惑的な富士山を知ろう〜	9人

(3) 自然観察会

平成30年度から、富士山自然誌リレーセミナーと富士山自然観察会を統合し、自然観察会として実施しました。令和6年度は、緑のカーテン講習会と探鳥会を実施、星空観察会は雨天中止となりました。

年度	開催日	テーマ	参加者数
2	中 止	_	_
3	5月 9日	緑のカーテン講習会	28 人
4	5月 15日	緑のカーテン講習会	13 人
	5月 14日	緑のカーテン講習会	19 人
5	中 止	星空観察会	_
	12月 10日	探鳥会	5人
6	5月 12日	緑のカーテン講習会	12 人
	中 止	星空観察会	_
	11月 23日	探鳥会	11人

コメントの追加 [S13]: フォルダ

X:¥★政策スタッフ¥環境教育¥自然観察会¥自然観察会 (H30~) ¥R6

X:¥001−環境保全・環境教育¥12−緑のカーテン講習会 ¥R6¥03 準備 ファイル名→R6 受付簿

X:¥★政策スタッフ¥環境教育¥自然観察会¥自然観察会 (H30~) ¥R6¥野鳥の観察会

ファイル名→R6 受付簿

(4) 野鳥とのふれあい

「日本野鳥の会東富士」が、野鳥に関する知識を高めるための観察会・学習会や、身近な場所でも観察できる巣箱の作り方の教室といった、多くの野鳥や自然と触れ合うためのイベントを実施しています。

年度	開催日		行事名	参加人数
	5月	13 日	バードウイーク探鳥会	23 人
H30	10月	28 日	巣箱・バードリース作り教室	17人
	12月	16 日	市民冬鳥探鳥会	20 人
	5月	12 日	バードウイーク探鳥会	18 人
R1	10月	20 日	巣箱・バードリース作り教室	18 人
	12月	15 日	市民冬鳥探鳥会	15 人
	中	正	バードウイーク探鳥会	_
2	11月	29 日	巣箱・バードリース作り教室	26 人
	12月	13 日	市民冬鳥探鳥会	18 人
6	10月	27 日	巣箱・バードリース作り教室	18 人

コメントの追加 [014]: 野鳥保護啓発事業交付金 の綴り フォルダ X:¥★政策スタッフ¥環境教育¥自然観察会¥自然観察会

X:¥★政策スタッフ¥環境教育¥自然観察会¥自然観察会 (H30~) ¥R6¥巣箱とバードリースづくり 受付簿のファイルがなかったのでロゴフォームの申し込 み人数を集計

コメントの追加 [G15]: 令和2年度で事業は終了。今後希望するようあれば、富士山基金の補助金を申請してもらう。

(5) 水辺での活動

御殿場市水質保全協議会では、河川に関する知識と美化意識を啓発するため、市内の河川で 生きものと触れ合う環境教育事業を実施しています。

年度	開催日		行事名	参加人数
	中	止	蛍の観賞会	_
R1	7月	31 日	水生生物観察会	25 人
	10月	3 日	魚の放流会	85 人
	3月	4 日	蛍の幼虫の観察・放流会	56 人
	中	止	蛍の観賞会	_
2	中	止	水生生物観察会	_
	10月	15 日	魚の放流会	80 人
	中	止	蛍の幼虫の観察・放流会	_
	中	止	水生生物観察会	_
3	10月	26 日	魚の放流会	75 人
	中	止	蛍の幼虫の観察・放流会	_
	8月	2 日	水生生物観察会	24 人
4	10月	5 日	魚の放流会	53 人
	3月	9 日	蛍の幼虫の観察・放流会	21 人
	8月	4 日	水生生物観察会	16 人
5	10月	13 日	魚の放流会	52 人
	3月	9 日	蛍の幼虫の観察・放流会 (雨天のため観察会実施)	12 人
	8月	6 日	水生生物観察会	25 人
6	10月	2 日	魚の放流会	51 人
	3月	7 日	蛍の幼虫の観察・放流会	36 人

コメントの追加 [016]: 御殿場市水質保全協議会活動記録

コメントの追加 [S17]: フォルダ

X:¥公害対策¥御殿場市水質保全協議会¥⑤水生生物観察会 →受付簿の人数

X:¥公害対策¥御殿場市水質保全協議会¥⑦魚の放流 →ファイル名 魚の放流 参加園一覧 R1~

X:¥公害対策¥御殿場市水質保全協議会¥⑩蛍の放流 →報告のファイル (園児 31+教諭 5)

コメントの追加 [S18]:

第4章 生活環境の現状と対策

1 環境法令等のあゆみ

昭和33年		昭和47年	
12 月	「公共用水域の水質の保全に関する法律」	1月	浮遊粒子状物質の環境基準告示
	(水質保全法) 公布	5月	悪臭防止法に基づく悪臭5物質を指定
	「工場排水等の規制に関する法律」公布	9月	市公害対策室に分析室を設置
昭和36年		10 月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (畜舎追加)
10月	「静岡県公害防止条例」公布	昭和48年	
昭和37年		3月	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設
3月	「静岡県公害防止条例施行規則」公布		定(狩野川水系)
6月	「ばい煙の排出の規制等に関する法律」 (ばい煙規制法)公布	4月 5月	河川環境調査開始
昭和42年	(AV) XXVIIII (A) AAII	5月	二酸化窒素、光化学オキシダントの環境基準 告示
8月	「公害対策基本法」公布		狩野川水系水質保全協議会御殿場支部発足
昭和43年		8月	窒素酸化物の排出基準設定(第1次規制)
6月	「大気汚染防止法」公布(ばい煙規制法廃	昭和49年	
	止)	3月	悪臭防止法に基づく地域指定をうける
	「騒音規制法」公布	4月	市民安全課公害対策係新設
昭和44年			光化学オキシダントの大気汚染自動測定開 始
2月	硫黄酸化物の環境基準設定	9月	酸性雨の調査開始
3月	「静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱」公布	12月	水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準設 定(鮎沢川水系)
昭和45年			「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (旅館、試験研究機関追加)
2月	一酸化炭素の環境基準閣議決定	昭和50年	WINDER IF WICHT PURIFIED IN
, ,	水質汚濁に係る環境基準閣議決定	1月	水質環境基準の水域類型指定
4月	市土地利用対策委員会発足	1/1	(鮎沢川水系:A類型)
6月 9月	「公害紛争処理法」公布 水質環境基準の水域類型指定 (狩野川水	6月	御殿場市水質保全協議会発足
971	不員塚児基中 ⁶ 7小吸與至相足 (行到川小 系)		(狩野川水系水質保全協議会御殿場支部改
12月	水質汚濁防止法を含む公害関係14法案可決		称)
昭和46年		10 🗆	大気汚染観測室設置
3月	「静岡県公害防止条例」の一部改正	12月	窒素酸化物の排出基準改定(第2次規制)
4月	市企画調整部公害対策室設置	昭和51年	
5月	騒音に関する環境基準閣議決定	4月	酒匂川水系保全協議会に加入
6月	騒音規制法に基づく地域指定をうける		「市土地利用対策委員会指導要綱」改正
0,1	「悪臭防止法」公布	5月	光化学オキシダントの予報制度開始
	「特定工場における公害防止組織の整備に	6月	「振動規制法」公布
	関する法律」公布	9月	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレ
	騒音規制法に基づく自動車騒音の大きさの 許容限度告示		ン追加
12月	水質汚濁に係る環境基準告示	昭和52年	
		6月	窒素酸化物の排出基準改定 (第3次規制)
		10月	振動規制法に基づく地域指定をうける
		11 月	窒素酸化物の大気汚染自動測定開始

:			
昭和53年			「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを有害物質に指定)
6月	硫黄酸化物、浮遊粒子状物質の大気汚染自 動測定開始	4月	四塩化炭素の排出に係る暫定指導指針設定
7月	二酸化窒素の環境基準改定 (0.02ppm→0.04~0.06ppm)	6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの排水基準設定、
昭和54年			地下浸透禁止)
3月	騒音に係る環境基準の類型指定		「大気汚染防止法」の一部改正 (特定粉じんの規制)
4月	一酸化炭素の大気汚染自動測定開始	9月	杉名沢地区で民有井戸のトリクロロエチレ
5月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (病院、焼却施設追加)		ンによる汚染判明 「悪臭防止法施行令」の一部改正
8月	窒素酸化物の排出基準改定(第4次規制)		()////個盤酸、小吉草酸、/////一片草酸、加州/一片草酸、加州/
12月	「排水基準に関する条例」の一部改正 (300 床以上の病院、焼お施設に上乗せ基準 設定)	12月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (石綿を特定粉じんと定める)
昭和55年	HAAC)	平成2年	
6月	炭化水素の大気汚染自動測定開始	5月	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚 濁の防止に係る暫定指導指針」 設定
昭和56年		6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (生活排水対策に関する規定を追加)
11月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等 11 業種追加)		「静岡県ゴルフ場における農薬使用指導要 領」及び「ゴルフ場における農薬の安全使用
昭和57年		44.17	暫定指針」設定
7月	ばいじんの排出基準改定	11月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (ガス機関、ガソリン機関を追加)
昭和58年		平成3年	VIII DAIM VIII VIII DAIM CAN
9月	窒素酸化物の排出基準の一部改正	3月	「排水基準に関する条例」の一部改正
昭和59年			(弁当製造業、飲食店等に上乗せ基準設定)
3月	「排水基準に関する条例」の一部改正 (冷凍調理食品製造業等8業種に上乗せ基 準設定)	7月	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚 濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正 (殺虫剤1種、殺菌剤4種、除草剤4種の計
4月	「市土地利用対策委員会指導要綱」改正		9農薬追加)
8月	有機塩素系化合物の排出に係る暫定指導指針設定		「水質汚濁防止法施行令」の一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの洗浄、蒸留施設
昭和60年		8月	を特定施設に追加) 「十壌の汚染に係る環境基準」設定
4月	市民安全課公害対策係を生活環境課公害対策係に改称	平成4年	「上巻7月7条に休る垛児を中」以た
6月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正	7月	「静岡県環境影響評価要綱」公布
	(小型ボイラー追加)	12月	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚
昭和62年		12 / 1	濁の防止に係る暫定指導指針」の一部改正
10月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (ガスタービン、ディーゼル機関追加)		(フェニトロチオン排水濃度 0.1ppm→0.03ppm に強化)
12月	永塚1号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染が判明	平成5年 3月	「ゴルフ相)でわります曲帯のウヘ井田や小・
昭和63年		3月	「ゴルフ場における農薬の安全使用指針」 設定(暫定指針を指針に改正)
2月	トリクロロエチレン等の有機溶剤による地下水汚染 調査を開始		「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正 (健康項目等の項目追加)
10月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (飲食店関係追加)	6月	「悪臭防止法施行令」の一部改正 (トルエン等10物質を悪臭物質に追加)
11月	特定建設作業の騒音に対する規制基準改正	11月	「環境基本法」、「環境基本法施行に伴う関
平成元年			係法令の整備に関する法律」の公布施行
2月	ゴルフ場の農薬による水質環境調査開始	12月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (ジクロロメタン等 13 物質を有害物質に追加指
3月	水質環境基準の水域類型指定 (黄瀬川水系:B類型)		定

平成6年		平历	成12年	
4月	「悪臭防止法施行規則」の一部改正		3月	自動車騒音の要請限度改正
平成7年	(排出水中の悪臭物質を規制)		5月	「悪臭防止法」の一部改正 (タイヤ火災等の悪臭を伴う事故等の措置
4月	「悪臭防止法」の一部改正 (嗅覚測定法による規制方式を導入)			の強化、臭気測定事務従事者(臭気判定士)に関する制度の法律への規定)
7月	「市十地利用対策委員会指導要綱」改正	平历	成13年	
平成8年			3月	土壌の汚染に係る環境基準の一部改正
3月	「静岡県環境基本条例」公布		4月	(ふっ素、ほう素の追加) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基
5月	「大気汚染防止法」の一部改正 (特定粉じん排出作業の規制、指定物質排 出規制基準の設定)		6月	準の一部改正(ジクロロメタンの追加) 「水質汚濁防止法施行令」等の一部改正 (ほう素、ふっ素、アバモブ・アバモア化合物・亜硝
6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (地下水水質浄化、油流出防止)			酸化合物・硝酸化合物の3項目を有害物質に追加指定し、排水基準を設定)
12月	「騒音規制法施行令」の一部改正 (特定施設、特定建設作業の追加)			「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理 の推進に関する特別措置法」公布
平成9年		平历	成14年	
2月	大気に係るベンゼン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンの環境基準設定		4月	環境保全課と環境衛生課を統合し、環境課を 新設
3月	地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定		5月	「土壤汚染対策法」公布
	悪臭の地域指定によりトルエン等10物質の 規制基準設定	平历	成15年	
4月	ゴルフ場使用農薬に係る暫定指導指針の追加設定(アセフェート他、4物質)		10月	悪臭防止法に基づく地域指定を行い、臭気 指数による規制基準を設定
8月	「大気汚染防止法施行令」の一部改正	平历	成16年	
	(指定物質としてダイオキシン類の抑制基準を設定)		2月	「御殿場市環境基本計画」策定
9月	た/ 「騒音規制法施行令」の一部改正	平历	成17年	
	(特定建設作業機械の除外、機種指定)		10月	「大気汚染防止法」の一部改正
平成10年			12月	(揮発性有機物質の排出基準の設定等) 「大気汚染防止法」の一部改正 (特定粉じん
4月	ゴルフ場農薬に係る暫定指針一部改正 「大気汚染防止法」の一部改正			排出等作業における規模要件の撤廃)
	(焼却炉のばいじん排出規制の強化等)	平原	成19年	
5月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正		2月	「土壌汚染対策施行規則」の一部改正
9月	(PCBの処理施設を特定施設に追加) 騒音に係る環境基準改正 (騒音の評価方法を騒音レベルの中央値 (LA50. T)から等価騒音レベル(LAeq. T)に変 更)		10月	(汚染土壌の掘削による除去の改正) 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水 基準に関する条例の一部改正 (亜鉛含有量に係る上乗せ排水基準の変 更)
12月	「静岡県生活環境の保全等に関する条例」	平历	成21年	
平成11年	公布(静岡県公害防止条例の全部改正)		4月	「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正 (土 壌汚染状況把握制度の拡充、搬出土壌の管
2月	公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保		D as 1	理強化
	護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目追加	半月	成22年	「上岸江外中山斗」,五ヶ岭「山桥公工)四中山斗。
3月	(硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、フッ素、対素) 悪臭防止法施行規則の一部改正		5月	「大気汚染防止法」及び「水質汚濁防止法」 の一部改正(測定項目・回数、虚偽記録に対 する罰則、事故時の措置を指定施設に拡大)
0/1	(排出口における臭気指数規制基準の設	平历	成23年	7. 少时以小,于此外小人口目后,在1日代加强的人们
	定) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定について		6月	「水質汚濁防止法」の一部改正 (有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵 施設の構造基準の設定)
4月	環境保全課を新設 「静岡県環境影響評価条例」公布		8月	第2次一括法による騒音規制法、振動規制法、環境基本法及び悪臭防止法の一部改正
7月	「ダイオキシン類対策特別措置法」公布			(地域指定等の権限移譲)

平成24年	
5月	「水質汚濁防止法施行令」及び「施行規則」の 一部改正(有害物質の追加)
9月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (指定物質の追加)
平成25年	
1月	「特定工場における公害防止組織の整備に 関する法律施行令」の一部改正 (特定工場の追加)
3月	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正 (VOC 濃度の測定に係る規定変更)
平成26年	
4月	「水循環基本法」公布 「雨水利用促進法」公布
5月	「大気汚染防止法施行規則」の一部改正 (事前調査及び掲示の方法・届出者の変更 等)
8月	「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正 (基準値の変更)
11月	「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (排水基準値の変更)
平成27年	
4月	「騒音規制法」「振動規制法」の一部改正 (幼保連携認定こども園の追加)
6月	「大気汚染防止法」及び「大気汚染防止法施行令」の一部改正(水俣条約の発効に伴う水銀の排出規制: H30.4.1 施行)
9月	「静岡県生活環境の保全等に関する条例施 行規則」の一部改正 「水質汚濁防止法施行規則」等の一部改正
	地下水の浄化基準値 0.03 mg/L→0.01 mg/L 排水基準値 0.3 mg/L→0.1 mg/L に変更
平成28年	
3月	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正 (生活環境項目に底層溶存酸素量を追加)
10月	第二次御殿場市環境基本計画を策定
平成29年	
12月	「土壌汚染対策法」の一部改正
平成30年	
3月 11月	「環境基本法」の一部改正 「環境基本法」の一部改正 (トリクロロエチレン/による大気汚染に係る環境基 準を1年平均値0.2 mg/m³以下→0.13 mg/m³ 以下に変更)
令和元年	
7月	「水質汚濁に係る環境基準」の一部改正 (暫定排水基準の適用期限の延長及び強 化)
令和2年	
0 🗆	「特字亜自物質の測字の大法」の一部はて

「特定悪臭物質の測定の方法」の一部改正

(ガスクロマトグラフ法を追加)

「大気汚染防止法」の一部改正

(石綿の飛散防止徹底)

2月

6月

令和3年

- 9月 「大気汚染防止法施行令」の一部改正 (ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規模要件の変更: R4.10.1 施行)
- 10月 水質汚濁に係る環境基準の一部改正 (六価クロム及び大腸菌群数の基準の変 更: R4.4.1 施行)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令」の一部改正

(第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質として指定する物質の見直し: R5.4.1 施行)

令和4年

3月 「大気汚染防止法施行規則」等の一部改正 (ばい煙発生施設のうちボイラーに係る規 模要件の変更: R4.10.1 施行)

「土壌汚染対策法施行規則」の一部改正 (一定規模以上の土地の形質の変更を行う 際の事前届出の同意書の規定)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則」の一部改正

(第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質として指定する物質の見直し: R5.4.1 施行)

「静岡県水循環保全条例」公布

(R4.7.1 施行)

- 5月 「一定の限度を超える大きさの振動を発生 しないものとして環境大臣が指定する圧縮 機を定める告示」等の公布 (圧縮方式がスクリュー方式である圧縮機 の騒音規制法・振動規制法の規制対象外と 指定: R4.12.1 施行)
 - 第二次御殿場市環境基本計画(中間見直し) を策定
- 6月 「静岡県水循環保全条例施行規則」公布
- 12月 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (指定物質にアニリン、ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩、ペルフルオロオクタンスルが酸 (PFOS) 及 びその塩並びに直鎖アルキルベンセックスルは、酸及び その塩を追加)

令和5年

- 1月 御殿場市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定
- 12月 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」の一部改正 (特定水銀使用製品の追加R7.1.1施行) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」の一部改正 (第一種特定化学物質の指定等 R6.2.1、R6.6.1施行)

令和6年

- 1月 「水質汚濁防止法施行令」の一部改正 (「大腸菌群数」→「大腸菌数」に変更)
- 7月 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」の一部改正 第一種特定化学物質の指定等 R7.1.10 施

行)

- 9月 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」の一部改正 (第二種特定化学物質の指定等 R7.4.1 施
- 12月 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」の一部改正

(特定水銀使用製品の追加 R8. 1. 1、R9. 1. 1、R10. 1. 1 施行)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」の一部改正

(第一種特定化学物質の指定等 R7.2.18 施行)

令和7年

2月 「大気汚染防止法施行規則」の一部改正 (水銀排出施設の水銀濃度の測定及びその 結果の記録の改正)

2 公害苦情

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談だけでなく、公害行政に関する様々な問題を含んでいます。また、公害苦情は、紛争へと発展する前段階的要素を持っていますので、こじれたり、広がったりしないように、小さな芽のうちから迅速かつ適切に処理していくことが重要です。

公害苦情は、年々多様化する傾向にあり、特に焼却に伴って発生するダイオキシン類が問題となった平成11年以降、屋外での焼却による煙や臭いの苦情が増加しています。

市民の快適環境への関心が高くなるにつれて、近隣苦情や感覚的な苦情が増える傾向にあります。

公害苦情受付件数の推移

	H13~29	30	R1	2	3	4	5	6
大気汚染	574	15	20	24	13	29	14	0
水質汚濁	109	3	0	3	6	10	12	5
騒 音	75	1	2	1	8	5	1	5
振 動	1	0	0	0	0	0	1	0
悪臭	78	4	0	2	10	5	3	12
その他	11	0	0	0	6	2	0	3
合 計	848	23	22	30	43	51	31	25
(屋外焼却苦情)	(279)	(15)	(19)	(21)	(21)	(25)	(14)	(8)

[※]合計件数のうち、屋外焼却による苦情件数を()内に内数として示しました。

3 大 気

(1) 環境基準と当市の現況

大気汚染に係る環境基準と当市の状況を下表に示します。

当市では、市役所本庁舎内の観測室に静岡県の所有する測定器を設置して大気汚染の常時 監視を行っています。測定項目は、環境基準の定められている次の表の3物質及び風向・風速 の5項目です。

令和6年度の光化学オキシダントは環境基準を超え不適合となっています。各汚染物質の 詳細については、次頁以降の(2)で記載しています。

汚染物質	二酸化硫黄(SO₂)	微小粒子状物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント
人の健康への主な影響	ノドや肺を刺激し、気管 支炎や上気道炎などを 起こす	肺の奥深くまで入り やすく、呼吸器系疾患や 循環器系疾患のリスク を上昇させる	目、ノドなどを強く刺激する
環境基準	①1時間値の1日平均 値が0.04ppm以下で あり、かつ ②1時間値が0.1ppm 以下であること	① 1 年平均値が 15µg/m³ 以下であり、かつ ② 1 日平均値が 35µg/m³ 以下であること	1時間値が、0.06ppm 以下であること
令和6年度の 当市の状況	① 0.002ppm (2%除外値) ② 0.0012ppm (最高値)	① 19.2 µg/m³ (2%除外値) ②54.4 µg/m³ (最高値)	0.095ppm (最高値)
環境基準の適否	_	_	×
主な発生の原因	石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴って発生する	物の燃焼によって直接 発生するものや、ガス状 大気汚染物質が化学反 応により粒子化するも の、自然起源のもの	窒素酸化物と炭化水素 類の光化学反応により、 二次的に生成される

[※] 二酸化硫黄及び微小粒子物質については、裾野市文化センターに設置されている静岡県所有測定機器の測定値を記載、光化学オキシダントについては、御殿場市役所に設置されている静岡県所有測定機器の測定値を掲載 (備考)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名	環境上の条件	備考
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/㎡以下であること	工業専用地域、車道その他
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m³以下であること	一般公衆が通常生活してい
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m³以下であること	ない地域または場所につい
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m³以下であること	ては適用しない。

(2) 大気汚染の状況

① 二酸化硫黄 (SO₂)

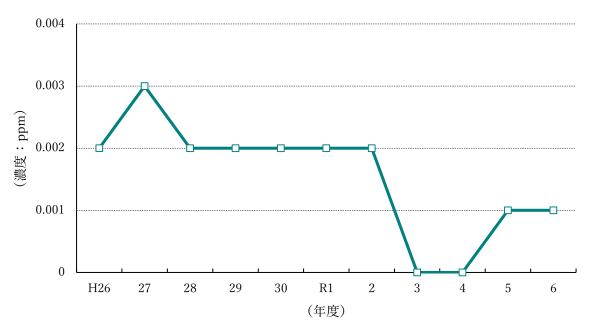
測定結果を評価方法に基づいて判断すると、平成 12,13 年度は一時的に基準を超えることがあったものの、年間を通じた長期的評価としては環境基準に適合する状況となっています。 令和3年度より機器故障のため、近隣の測定機器の情報を参考に掲載しています。

環境基準	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ1時間値が 0.1ppm 以下であること。
評価方法	1日平均値の年間2%除外値が 0.04ppm 以下であること。 ただし、1日平均値が 0.04ppm を超えた日数が2日以上連続しないこと。

年度別の二酸化硫黄濃度測定結果

年度	有効測定		平均値 が	1時間値 が 0.1ppm を超えた	日平均値が 0.04ppm を超えた	最高値(ppm)		1日平均値の年間2%	環境基準の適否
	日数	時間	(ppili)	時間			日平均値	除外値	
H26	364	8, 703	0.002	0	0	0.014	0.006	0.004	0
27	332	8, 156	0.003	0	0	0.029	0.007	0.005	0
28	298	7, 607	0.002	0	0	0.010	0.005	0.004	0
29	361	8, 636	0.002	0	0	0.090	0.006	0.004	0
30	359	8, 616	0.002	0	0	0. 033	0.004	0.003	0
R1	334	8, 065	0.002	0	0	0.010	0.005	0.004	0
2	160	3, 968	0.002	0	0	0.007	0.003	0.003	0
3	358	8, 593	0.000	0	0	0.010	0.002	0.002	_
4	365	8, 700	0.000	0	0	0.009	0.003	0.002	_
5	362	8, 650	0.001	0	0	0. 023	0.005	0.003	_
6	365	8, 703	0.001	0	0	0.012	0.006	0.002	_

二酸化硫黄濃度の経年変化(年平均値)



② 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成30年12月に御殿場市役所本庁舎内の観測室へ静岡県の微小粒子状物質自動測定装置が設置されたことにより、測定が開始されました。令和2年7月に装置が故障したため、令和2年度は5カ月程度の測定となっていますが、測定した数値については、環境基準に適合する結果となりました。令和3年度より近隣の測定機器の情報を参考に掲載しています。

環境基準	1年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ1日平均値が 35μg/m³以下であること。
評価方法	1年平均値が 15μg/m ³ 以下であること。 また、1日平均値の年間2%除外値が 35μg/m ³ 以下であること。

年度別の微小粒子状物質濃度測定結果

年度	有効	測定	平均値 (µg/m³)	1日平均値が 35μg/㎡を 超った日数			1日平均値 の年間2% 環境基準の 適否	
	日数	時間	(μ g/ III)	但んた日奴			除外値	
R1	363	8, 737	7.8	0	61	27. 7	20. 6	0
2	145	3, 521	8. 1	0	49	30.6	20. 3	0
3	365	8, 752	7. 5	0	79	26. 1	17.8	_
4	363	8, 720	7. 5	0	78	23.8	17. 7	_
5	358	8,611	7. 6	0	52	24. 6	20. 5	_
6	362	8,692	8. 1	1	118	54. 4	19. 2	_

[※] 静岡県所有測定機器の測定値を掲載

③ 光化学オキシダント (Ox)

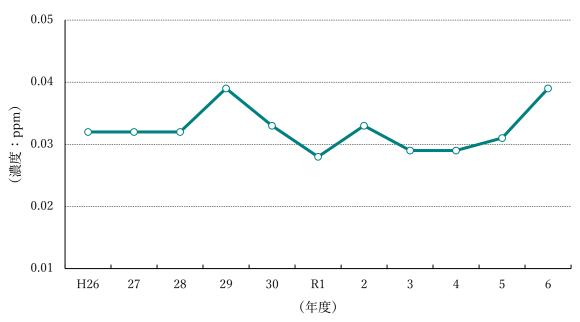
令和4年度までの測定結果を評価方法に基づいて判断すると、昭和49年の測定開始以来環境基準を若干上回る日があるものの、年平均値のグラフは横ばいに推移しています。なお、全国的に見ても環境基準の達成率は1%にも満たないため、異常値が観測されているわけではありません。

環境基準	1時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価方法	年間を通じて1時間値が 0.06ppm以下であること。 ただし、5時から20時の昼間の時間帯について評価する。

年度別のオキシダント濃度測定結果(昼間)

年度	有効測定		平均値 (ppm)	1 時間 0.06ppm だ			間値がを超えた	最高	値(ppm)	環境基準の 適否
	日数	時間	(ppiii)	日数	時間	日数	時間	1時間値	日平均値	
26	348	5, 108	0. 032	65	404	0	0	0.115	0.074	×
27	364	5, 410	0. 032	69	429	0	0	0. 103	0.075	×
28	347	5, 120	0. 032	61	284	0	0	0. 102	0.072	×
29	364	5, 406	0. 039	103	678	0	0	0.106	0.081	×
30	364	5, 415	0. 033	58	296	2	1	0. 144	0.075	×
R1	366	5, 444	0. 028	28	137	0	0	0.090	0.062	×
2	365	5, 448	0. 033	49	185	0	0	0.094	0.060	×
3	360	5, 352	0. 029	44	170	0	0	0. 114	0.062	×
4	365	5, 437	0. 029	45	232	0	0	0.116	0.064	×
5	365	5, 424	0. 031	46	197	0	0	0.099	0.063	×
6	365	5, 427	0. 039	92	487	0	0	0.095	0.067	×

光化学オキシダント物質濃度の経年変化(昼間の年平均値)



■光化学オキシダントの緊急時対策

静岡県大気汚染緊急時対策実施要綱に基づいて、光化学オキシダント濃度が 0.12ppm を超えた場合は、気象条件を加味して注意報等の発令が行われます。

注意報等が発令されると、下記に示した措置連絡系統図に基づいて、市民に注意を呼びかけるとともに、緊急時協力要請工場に使用燃料の削減を要請し、被害の未然防止を図る体制がとられています。

光化学オキシダント緊急時発令の基準

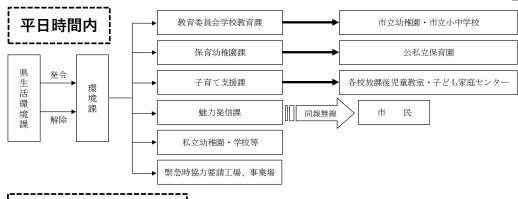
種類	発令基準					
注意報	オキシダント濃度が 1 時間値 0.12ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき					
警 報	オキシダント濃度が1時間値 0.24ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき					
重大緊急警報	オキシダント濃度が1時間値 0.40ppm 以上である大気の汚染の状態になり、かつ気象条件からみてオキシダントに係る大気の汚染の状態が継続すると認められるとき					

御殿場地区での発令状況

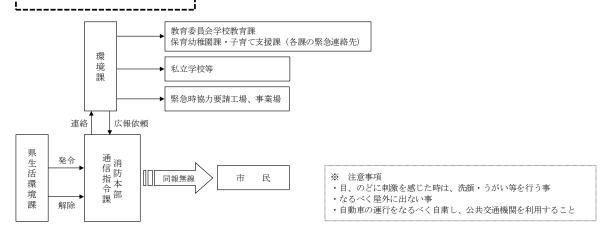
	H13~18	H19	H20∼R5	R6
注意報以上(件)	0	1	0	0

注意報の発令・解除に係る措置連絡系統図

R6.4.1 時点



土日祝日・平日時間外



④ 風向・風速

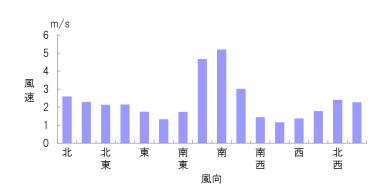
大気汚染は、大気の流れと密接な関係があり、地形の状況にも大きく関わっていることから、 広域的に大気汚染を判断するうえで、風向・風速の測定は重要な要素となっています。

○風向別頻度図(令和6年度)

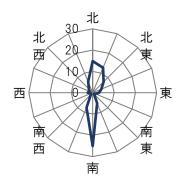
年間風向(%) 静穏=3.8%

北 北 西 市 西 東 南 西

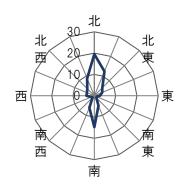
平均風速図(令和6年度年間平均)



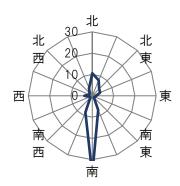
春 (4,5,6月) 風向 (%) 静穏=3.3%



秋(10,11,12月)風向(%) 静穩=4.2%



夏(7,8,9月)風向(%) 静穏=2.6%



冬 (1,2,3月) 風向 (%) 静穏=5.2%



(3) 大気汚染防止対策

大気汚染を防止するために、昭和43年に大気汚染防止法が制定され、工場・事業場から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質である窒素酸化物等については、ばい煙発生施設ごとに排ガス量に応じた排出基準が定められ、また粉じん発生施設については粉じんの飛散を防止するため、その構造、使用方法及び管理基準が定められています。

自動車からの大気汚染物質の排出量は大気汚染防止法に基づく自動車排出ガス規制の強化 に伴い大幅に削減されてきましたが、引き続き大気環境の改善に向けて、交通対策による交通 混雑の緩和や大気汚染物質の排出量の少ない低公害車の普及等により環境への負荷の軽減を 図る必要があります。

規制物質一覧表

規	見制物質	物質	重の例示	発生形態	発生施設	排出基準	規制措置
	硫 黄酸化物	 亜硫酸ガ <i>フ</i> 	はなど	物の燃焼	ボイラー等の ばい煙発生施設 (29項目)	量規制 (地域ごと K値方式)	改善命令、 直罰など
ばい	ばいじん	すすなど		同上	同上	濃度規制 (施設の種類、 規模ごと)	同上
煙	有害物質	水素、ふっ	、塩素、塩化 素、ふっ化水 どけい素、鉛	物の燃焼、合成、 分解、加圧など	電解炉、電気炉、 反応施設など	同上	同上
		窒素酸化物		物の燃焼	ばい煙発生施設 など	同上	同上
	揮発性 機化合物	トルエン、キシレン、 酢酸エチルなど		有機溶剤の揮発等	揮発性有機化合物排出施設(9項目)	同上	改善命令など
<u> </u>	般粉じん	セメント粉 など	入、石灰粉、鉄分	物の粉砕、選別、堆積など	原料置場、粉砕 装置、(5項目) (粉じん発生施設)	なし (構造使用 管理基準)	基準適合命令
	特定粉じん		発生施設	混合、切断、研磨など	混合機、切断機等(9項目)	濃度規制	改善命令など
特			排出作業	特定建築材料使 用建築物の解体 ・改造作業	特定建築材料が 使用されている 建築物	作業基準	作業基準適合命令など
自動	自動車排出ガス 自動車排出ガス 素酸化物、粒子状物質		自動車及び原動 機付自転車の運 行	ガソリン車等	濃度規制 (自動車単体 ごと)	交通規制、 整備要請など	
朱		アンモニア (28 物質)	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゙゚゚゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚	物の合成等の化 学的処理中の事 故など	特定施設指定せず	なし	事故時の 措置命令

指定物質抑制基準一覧表

指定物質	発生形態	形態 発生施設 抑制基準		規制措置
ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	蒸発・反応など	乾燥施設、蒸留施設など	濃 度	勧 告

① 排出基準

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物の規制は、K値規制で行われており、各地域の汚染状況あるいは工場・事業場等の密集度によって地域を定め、それぞれに許容できる最大着地濃度を設定し、煙突などの排出口から排出できる硫黄酸化物の量を制限しています。

当市の K 値: 17.5 (拡散による最大着地濃度: 0.030 p p m) 次式によって、硫黄酸化物の規制排出量が計算されます。

 $q = 1.7.5 \times 1.0^{-3} \times H e^{2}$

q :硫黄酸化物の排出量(N㎡/h)

He:補正された煙突の高さ(m) K:地域によって定められた値

イ ばいじん

ばいじんの規制は排出濃度で行われており、施設の種類及び排出ガス量の規模別にそれぞれ排出基準が定められています。なお、平成10年の大気汚染防止法施行規則の改正により、廃棄物焼却炉の排出基準が強化されました。

ばいじんの排出基準 (抜粋)

施設 番号	施設名	排出ガス量 (万N㎡/h)	基準値 (g/Nm³)	残 存 酸素量	備考
1	ガス専焼ボイラー	4 ~	0.05	5%	
1	カヘ等焼がイノー	~ 4	0. 10	3 70	
		20 ~	0.05	4%	既設*1は当分の間 0.07
2	液体燃料専焼ボイラー	4 ~ 20	0. 15	4%	既設**1 は当分の間 0.18
2	液体・ガス混焼ボイラー	1 ~ 4	0. 25	4%	
		~ 1	0.30	4%	
17	金属精製の用に供する	4 ~	0.10	O s	
1,	溶解炉	~ 4	0. 20	0 3	
18	金属圧延の用に供する	4 ~	0. 10	11%	既設**1 は当分の間 0.15
10	加熱炉	~ 4	0. 20	11 /0	既設**1は当分の間 0.25
32	乾燥炉	4 ~	0. 15	16%	排ガス量 1~4 万 N m³/h の既設**1 は 当分の間 0.30
32	平山朱沙	~ 4	0. 20	10 /0	排ガス量1万 N m³/h 未満の既設**1 は当分の間 0.35
		焼却能力(t/h)			
36		4 ~	0.04	12%	
30	廃棄物焼却炉※2	2 ~ 4	0.08	12/0	
		~ 2	0. 15		
50	鉛の第2次精練の用に	4 ~	0. 10	O s	
	供する溶解炉	~ 4	0. 20		
56	ガスタービン		0.05	16%	
57	ディーゼル機関		0. 10	13%	

- (Osとは、標準酸素濃度補正を行わないことを示します。)
- ※1 既設とは、昭和57年6月1日に現に設置または設置工事に着手していたものをいう。
- ※2 既設の廃棄物焼却炉の基準(平成10年7月1日に現に設置または設置工事に着手していた焼却炉)
 - · 燒却能力4 t/h以上
- $--- 0.08 \,\mathrm{g} / \mathrm{N} \,\mathrm{m}^3$
- " 4 t/h未満 2 t/h 以上 --- 0.15 g/N m³
- リ 2 t/h未満
- $--- 0.25 \,\mathrm{g} / \mathrm{N} \,\mathrm{m}^3$

ウ 有害物質

有害物質とは、窒素酸化物、鉛及びその化合物、カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素のことをいい、規制はいずれも排出濃度で行われています。当市内には、これら有害物質のうち窒素酸化物、鉛及びその化合物、及び塩化水素について規制を受ける施設があります。

窒素酸化物の排出基準 (抜粋)

施					排出基	準 値 (pp	m)		
設番号	排出	種類及び ガス量 Nm ³ /h)	設置 年月日 残存	~ S48, 8, 9	S48. 8. 10 ~ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ~ S52. 6. 17	S52. 0 S54.	_	\$54. 8. 10 ~
-5		50~	酸素量				52. 9. 9	20	CO
	J.;			130	130	100		60	60
	// / ス	10~50		130	130	100	10	-	100
	ボイ	4~10	5%	130	130	130	10		100
	ガスボイラー	1~ 4		150	150	130	13		130
]	0.5~ 1		150	150	150	15	50	150
1		~ 0.5		150	150	150	15	50	150
1		50~		180	180	150	13	30	130
	液体ボイラ	10~50	4%	190	180	150	150		150
		4~10		190	180	150	150		150
		1~ 4		230	230	150	15	50	150
	ĺĺ	0.5~ 1		250	250	250	250	180	180
		~ 0.5		250	250	250	250	180	180
5	金属溶解炉		12%	200	200	200	20	00	180
		10~		160	160	100	10	00	100
	金属	4~10		170	170	150	13	30	130
6	加加	1~ 4	11%	170	170	150	13	30	130
	金属加熱炉	0.5~ 1		170	170	170	15	50	150
	//	~ 0.5		200	200	200	18	30	180
11	乾燥炉(連続	· 記炉)	16%	250	250	250	25	50	230
1.0	廃棄物焼お炉	4~	100/	300	300	300	25	50	250
13	(連続炉)	~ 4	12%	300	300	300	30	00	250
24	鉛の第2次 供する溶解	ス精錬の用に 炉	12%	200	200	200	20	00	180

			排出基	準 値 (ppn	n)	
施設の種類	設置年月日	~	S63. 1. 31 ~	~	H3. 1. 31 ∼	H6. 1. 31 ∼
	残存 酸素量	S63. 1. 30		НЗ. 1. 30	H6. 1. 30	
ガスタービン	16%	_	70			
ディーゼル機関	13%	_	950 (1, 200) **			
ガス機関	0%			2,000	1,000	600
ガソリン機関	0%			2,000	1,000	600

※ ()内はシリンダー内径 400mm 以上のもの

鉛及びその化合物及び塩化水素の排出基準 (抜粋)

有害物質名	施 設 名	排出基準値
塩化水素	廃棄物焼却炉	$700 \text{mg} / \text{N m}^3$
鉛及びその化合物	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉、鉛蓄電池 の製造の用に供する溶解炉	$10 \mathrm{mg/N}\mathrm{m}^3$

県条例のばい煙発生施設に係る有害物質の排出基準(抜粋)

有害物質の種類	施 設 名	排出基準値
塩素		30mg∕N m³
塩化水素	県条例で規定するばい煙発生施設のアルミニウム ム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉	80mg/N m³
ふっ素及びふっ化水素		3mg∕N m³

② ばい煙発生施設の届出状況

大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく、令和6年度末現在の、 ばい煙発生施設等の届出状況は下記のとおりです。

ばい煙発生施設の届出状況

施設 番号	ばい煙発生施設名	施設数
1	ボイラー	143
5	金属精練・鋳造の用に供する溶解炉	1
11	乾燥炉	4
13	廃棄物焼却炉	4
24	鉛の第2次精練の用に供する溶解炉	2
30	ディーゼル機関	0
条例2	アルミニウムの溶解炉	3
	157	
	工場・事業場数	57

(4) 環境放射線量の測定

平成23年3月の福島第1原子力発電所事故以降、全国的に環境放射線の影響が心配されており、当市においても平成23年度に小中学校等19箇所の放射線測定を2度実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルであるという結果が出ました。

平成24年度以降も継続して放射線測定を実施したところ、健康への影響を心配する必要のないレベルでした。

測定方法

空間放射線として地表面から高さ $1 \, \mathrm{m}$ 、付着物等の計測として高さ $5 \, \mathrm{cm}$ を それぞれ $30 \, \mathrm{秒}$ ごと $5 \, \mathrm{im}$ 、測定機器を使用して測定し、その平均を出します。

平成24年度放射線量測定結果

調査施設	実施時期	測定結果(μ Sv/h)
44 施設(教育施設)	4月12日 ~ 6月 5日	
29 区 59 施設(地区施設)	7月 9日 ~ 7月11日	0. 016
44 施設(教育施設)	8月29日 ~ 10月 9日	~
富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺2箇所	11月 2日	0. 069

放射線量測定結果

調査施設	実施時期	測定結果(μ Sw/h)					
河 道加权	天	R2	3	4	5	6	
		0.023					
御殿場市庁舎敷地内	毎月1回	~					
		0.037	0.014	0.018	0.016	0.019	
7施設(教育施設)	5月		~	~	~	\sim	
/ 旭政(教育地政)	5月 		0.050	0.043	0.051	0.093	
7施設(教育施設)	11月	_					
富士山御殿場口新五合目駐車場 ほか周辺2箇所	10月 (H29まで)	_	_	_	_	_	

参考値: 文部科学省全国の環境放射能水準調査結果(平成19~21年度)

- ・静岡市 0.0281 \sim 0.0765 μ Sv/h
- ・全 国 0.013 (沖縄県) ~ 0.153 (新潟県) μ Sv/h

4 水質

(1) 環境基準

環境基準は環境基本法に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持される ことが望ましい基準として定められ、これを目標として諸施策が進められています。

水質汚濁に係る環境基準は、生活環境の保全に関する環境基準と、人の健康の保護に関する環境基準の2つに分類されて定められています。

① 生活環境の保全に関する環境基準

当市は、黄瀬川と鮎沢川の最上流部に位置しており、黄瀬川水系は黄瀬川と久保川に、鮎沢川水系は鮎沢川と馬伏川に大きく分けられます。

市内河川に適用される環境基準は、鮎沢川本流には昭和 50 年にA類型が、また黄瀬川本流には令和5年にA類型がそれぞれ指定されました。

生活環境の保全に関する環境基準(日間平均値)

类	頁 型	AA	A	В	С	D	Е
· ·	川用目的 D適応性	水道 1 級、 自然環境保 全及びA以 下の欄に掲 げるもの	水道2級、水 産1級、水浴 及びB以下の 欄に掲げるも の	水道3級、水 産2級及び C以下の欄 に掲げるも の	水産3級、工 業用水1級 及びD以下 の欄に掲げ るもの	工業用水 2 級、農業用水 及びEの欄 に掲げるも	工業用水 3級、環境 保全
	pН	6.5~8.5	6. 5~8. 5	6.5~8.5	6.5~8.5	6.0~8.5	6.0~8.5
基	BOD (mg/l)	1以下	2以下	3以下	5以下	8以下	10以下
準	SS (mg/l)	25 以下	25 以下	25 以下	50 以下	100以下	ごみ等の浮 遊が認めら れない
値	DO (mg/l)	7.5以上	7.5以上	5以上	5以上	2以上	2以上
	大腸菌数 (CFU/100ml)	20 以下	300 以下	1,000以下			
	设定流域 设 定 日)		鮎沢川本流 (昭和 50.1.1)				
	设定流域 设 定 日)		黄瀬川本流 (令和 5. 4. 1)				
j	達成期間		直ちに達成				

② 人の健康の保護に関する環境基準

有害物質として、河川、湖沼、海域等の公共水域に一律適用されています。

人の健康の保護に関する環境基準

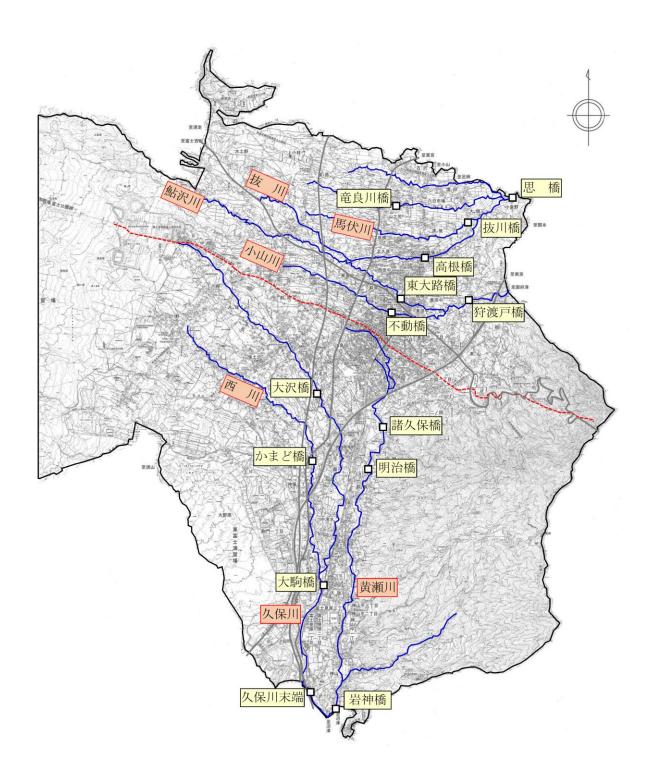
(単位: mg/Q以下)

項目	基準値
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0. 01
六価クロム	0.02
砒素	0. 01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
РСВ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02

項目	基準値
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
シスー1, 2ージクロロエチレン	0.04
1, 1, 1ートリクロロエタン	1
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1, 3-ジクロロプロペン	0.002

項目	基準値
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

○公共用水域の概要と水質調査地点○



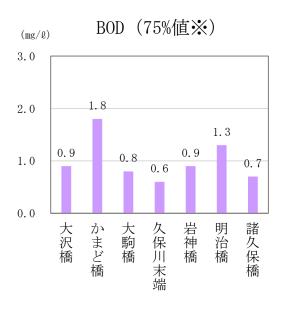
(2) 水質汚濁の状況

市では、昭和48年度から黄瀬川及び鮎沢川のそれぞれの水系ごとに7箇所の調査地点を設け、毎月水質調査を実施しています。

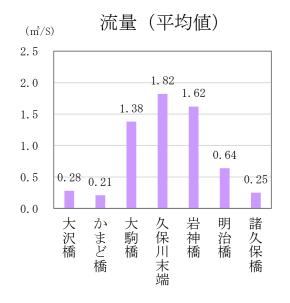
① 黄瀬川水系

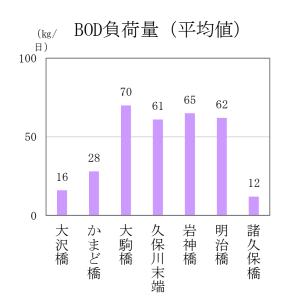
令和6年度では、環境基準値を満足する結果となっています。(図1・2参照) 過去の年度では、BOD (75%値)の環境基準値を僅かに超過している地点があり、令和5年度からは環境基準値が $3 \, \text{mg}/\ell \, \text{ng}/\ell \, \text{ng}/\ell$

令和6年度黄瀬川水系河川環境調査結果

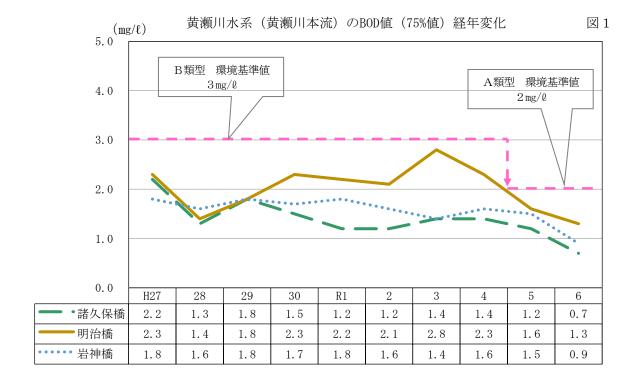


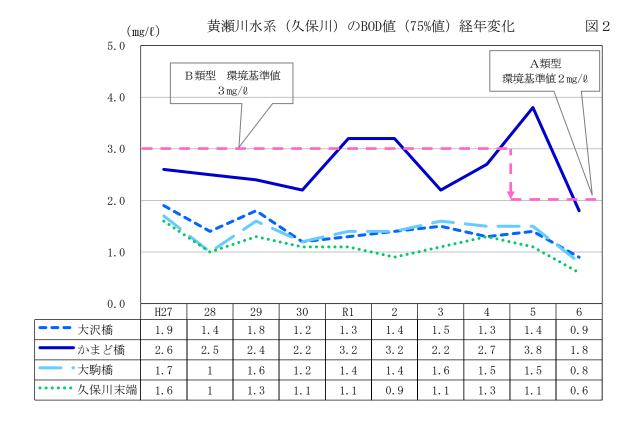






※75%値…BODの年間測定結果がどうであったかを判定するための値です。測定値を低い方から高い方に順(昇順) に並べ、低い方から75%目に該当する値のことを言います。 市の調査では毎月1回測定しているため、低い方から数えて9番目の値となります。

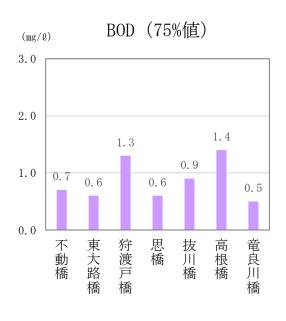




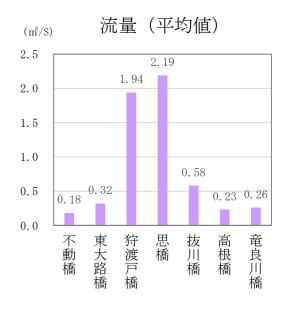
② 鮎沢川水系

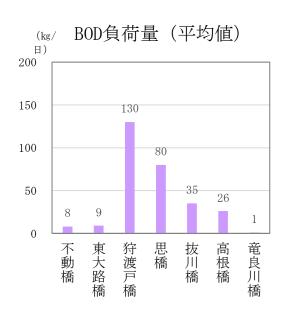
令和6年度では、環境基準値を満足する結果となっています。(図3・4参照) 現在、異常値が出た場合や河川に明らかな異常が認められた場合は、速やかに現地確認 を実施するとともに、再調査等を行う体制を整えております。

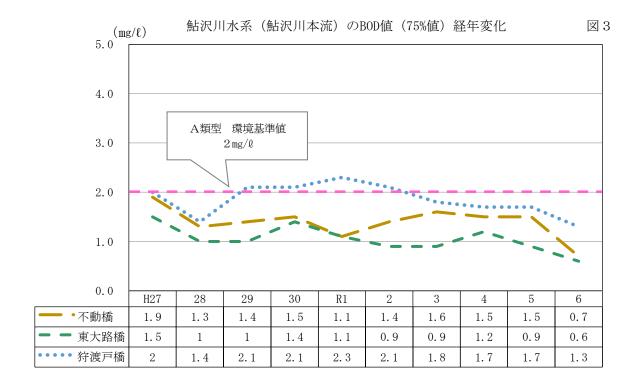
令和6年度鮎沢川水系河川環境調査結果

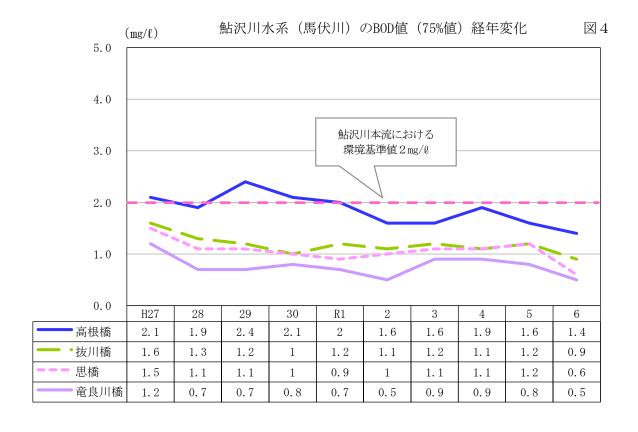












令和4年度~令和6年度の黄瀬川水系河川水質調査結果

項目			令和4	4年度		令和!	5年度	令和6年度		
場所		平均値	75%値	最小~最大	平均値	75%値	最小~最大	平均値	75%値	最小~最大
	рН	8. 1	_	7.9 ~ 8.2	8. 1	_	7.8 ~ 8.3	8. 1	_	8.0 ~ 8.2
	BOD (mg/L)	1. 1	1.3	$0.6 \sim 1.7$	1.2	1.4	<0.5 ∼ 2.8	0.8	0.9	<0.5 ~ 1.4
大沢橋 (久保川)	SS (mg/L)	1	_	<1 ∼ 2	1	_	<1 ∼ 2	1	_	<1 ∼ 1
(> +)11/	流量 (㎡/秒)	0. 26	_	$0.11 \sim 0.57$	0. 22	_	$0.11 \sim 0.30$	0. 28	_	$0.10 \sim 0.53$
	BOD負荷量 (kg/日)	23	_	9 ~ 41	23	_	0 ~ 73	16	_	0 ~ 44
	Н	8.0	_	7.8 ~ 8.1	8.0	_	7.8 ~ 8.1	8. 1	_	8.0 ~ 8.2
	BOD (mg/L)	2.6	2.7	1.4 ~ 4.8	2.7	3.8	1.0 ~ 5.5	1.7	1.8	$0.9 \sim 2.6$
電橋 (西川)	SS (mg/L)	2	_	2 ~ 3	2	_	<1 ∼ 2	2	_	<1 ∼ 11
,	流量 (m³/秒)	0. 25	_	$0.12 \sim 0.48$	0. 24	_	$0.07 \sim 0.38$	0.21	_	$0.10 \sim 0.37$
	BOD負荷量 (kg/日)	54	_	25 ~ 104	53	_	23 ~ 157	28	_	16 ~ 48
	Н	8. 2	_	8.0 ~ 8.5	8.2	_	7.9 ~ 8.6	8. 2	_	$7.9 \sim 8.6$
	BOD (mg/L)	1.3	1.5	$0.9 \sim 1.7$	1.3	1. 5	<0.5 ∼ 4.1	0.8	0.8	<0.5 ∼ 1.2
大駒橋 (久保川)	SS (mg/L)	2	_	1 ~ 4	2	_	<1 ∼ 4	2	_	<1 ∼ 11
(> +)11/	流量 (㎡/秒)	0.62	_	0.32 ~ 1.00	0. 63	_	$0.19 \sim 1.10$	1.38	_	$0.83 \sim 2.38$
	BOD負荷量(kg/日)	69	_	33 ~ 130	70	_	0 ~ 269	70	_	$0 \sim 145$
	рН	7. 9	_	7.7 ~ 8.0	7.8	_	7.6 ~ 8.2	7. 9	_	7.8 ~ 8.1
	BOD (mg/L)	1. 1	1.3	$0.6 \sim 2.2$	1.2	1. 1	<0.5 ∼ 3.9	0.6	0.6	<0.5 ~ 0.9
久保川末端 (久保川)	SS (mg/L)	1	_	<1 ∼ 2	1	_	<1 ∼ 2	1	_	<1 ∼ 1
,,,,,,,	流量 (㎡/秒)	0.95	_	$0.70 \sim 1.50$	1.00	_	$0.47 \sim 1.80$	1.82	_	$1.35 \sim 3.51$
	BOD負荷量 (kg/日)	91	_	37 ~ 209	112	_	0 ~ 607	61	_	0 ~ 152
	Н	8. 1	_	8.0 ~ 8.3	8. 1	_	7.8 ~ 8.3	8. 1	_	$7.9 \sim 8.3$
	BOD (mg/L)	1.4	1.6	0.8 ~ 1.9	1.4	1.5	<0.5 ∼ 4.3	0.8	0.9	<0.5 ~ 1.5
岩神橋 (黄瀬川)	SS (mg/L)	2	_	<1 ∼ 4	2	_	<1 ∼ 3	1	_	<1 ∼ 2
() () ()	流量 (㎡/秒)	0.90	_	$0.47 \sim 2.00$	0. 94	_	$0.63 \sim 1.40$	1.62	_	$0.51 \sim 8.88$
	BOD負荷量 (kg/日)	110	_	61 ~ 259	111	_	0 ~ 446	65	_	0 ~ 142
	рН	7. 9	_	7.6 ~ 8.2	7.9	_	7.6 ~ 8.3	8.0	_	7.8 ~ 8.2
	BOD (mg/L)	1. 9	2.3	1.1 ~ 3.4	1.5	1.6	$0.6 \sim 4.7$	1.2	1.3	$0.6 \sim 1.8$
明治橋 (黄瀬川)	SS (mg/L)	2	_	1 ~ 5	1	_	1 ~ 2	1	_	<1 ∼ 1
(男(根川)	流量 (㎡/秒)	0.42	_	$0.26 \sim 0.68$	0.46	_	$0.27 \sim 0.66$	0.64	_	$0.20 \sim 1.49$
	BOD負荷量(kg/日)	66	_	37 ~ 121	62	_	25 ~ 268	62	_	14 ~ 128
	рН	8. 3	_	8.0 ~ 8.6	8. 2	_	7.9 ~ 8.7	8. 2	_	8.0 ~ 8.5
	BOD (mg/L)	1. 2	1.4	0.8 ~ 1.7	1.2	1. 2	<0.5 ∼ 3.4	0.7	0.7	<0.5 ~ 1.0
諸久保橋 (黄瀬川)	SS (mg/L)	1	_	<1 ∼ 3	1	_	<1 ∼ 1	1	_	<1 ∼ 0
()(1007-17)	流量 (m³/秒)	0.20	_	0.11 ~ 0.43	0. 24	_	0.08 ~ 0.34	0.25	_	$0.11 \sim 0.62$
	BOD負荷量 (kg/日)	21	_	8 ~ 46	22	_	0 ~ 79	12	_	0 ~ 29

令和4年度~令和6年度の鮎沢川水系河川水質調査結果

項目			令和4	1年度	令和5年度			令和6年度		
場所		平均值	75%値	最小~最大	平均值	75%値	最小~最大	平均值	75%値	最小~最大
	рН	8. 5	_	8.1 ~ 9.0	8.5	_	8.0 ~ 9.1	8.3	_	8.0 ~ 8.7
	BOD (mg/L)	1.3	1.5	$0.6 \sim 2.1$	1.1	1.5	<0.5 ∼ 3.1	0.7	0.7	<0.5 ∼ 1.2
不動橋 (小山川)	SS (mg/L)	2	_	<1 ∼ 10	3	_	<1 ∼ 18	1	_	<1 ∼ 1
(流量 (m³/秒)	0.12	_	$0.02 \sim 0.28$	0. 17	_	$0.03 \sim 0.43$	0.18	_	$0.02 \sim 0.60$
	BOD負荷量(kg/日)	11	_	3 ~ 24	14	_	0 ~ 67	8	_	0 ~ 23
	рН	8. 2	_	8.0 ~ 8.7	8. 2	_	7.9 ~ 8.5	8. 1	_	8.0 ~ 8.2
	BOD (mg/L)	1.0	1.2	<0.5 ∼ 1.8	0.9	0.9	<0.5 ∼ 2.6	0.6	0.6	<0.5 ∼ 1.1
東大路橋 (鮎沢川)	SS (mg/L)	2	_	<1 ∼ 5	1	_	<1 ∼ 2	1	_	<1 ∼ 0
(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	流量 (m³/秒)	0.13	_	$0.02 \sim 0.33$	0.14	_	$0.02 \sim 0.30$	0.32	_	$0.02 \sim 0.65$
	BOD負荷量(kg/日)	8	_	0 ~ 22	9	_	0 ~ 29	9	_	0 ~ 21
	рН	8.4	_	8.1 ~ 8.8	8.4	_	7.9 ~ 9.1	8.3	_	8.0 ~ 8.6
	BOD (mg/L)	1.5	1.7	$0.9 \sim 2.0$	1.5	1. 7	$0.6 \sim 3.7$	1.0	1.3	<0.5 ~ 2.3
り 狩渡戸橋 (鮎沢川)	SS (mg/L)	2	_	<1 ∼ 2	2	_	<1 ∼ 4	1	_	<1 ∼ 1
	流量 (m³/秒)	0.74	_	$0.27 \sim 1.50$	0.81	_	$0.34 \sim 1.70$	1.94	_	1.01 ~ 3.92
	BOD負荷量(kg/日)	96	_	33 ~ 180	107	_	20 ~ 352	130	_	0 ~ 280
	рН	8. 2	_	8.1 ~ 8.4	8.2	_	7.9 ~ 8.4	8. 1	_	8.0 ~ 8.4
	BOD (mg/L)	0.9	1.1	$0.5 \sim 1.3$	1.1	1. 2	<0.5 ∼ 3.5	0.6	0.6	<0.5 ∼ 0.8
思橋 (馬伏川)	SS (mg/L)	2	_	<1 ∼ 4	2	_	<1 ∼ 3	1	_	<1 ∼ 1
	流量 (m³/秒)	1. 99	_	$1.40 \sim 3.20$	1. 94	_	$1.20 \sim 2.60$	2. 19	_	$0.68 \sim 3.69$
	BOD負荷量(kg/日)	157	_	69 ~ 247	168	_	0 ~ 726	80	_	0 ~ 162
	рН	8. 2	_	8.0 ~ 8.5	8.3	_	7.9 ~ 8.8	8. 1	_	7.9 ~ 8.3
	BOD (mg/L)	0.9	1. 1	<0.5 ∼ 1.2	1.3	1. 2	<0.5 ∼ 4.7	0.7	0.9	<0.5 ∼ 1.1
抜川橋 (馬伏川)	SS (mg/L)	3	_	<1 ∼ 5	2	_	<1 ∼ 5	1	_	<1 ∼ 3
	流量 (m³/秒)	0.38	_	$0.23 \sim 0.57$	0.40	_	$0.29 \sim 0.56$	0.58	_	$0.37 \sim 0.95$
	BOD負荷量(kg/日)	29	_	0 ~ 59	42	_	0 ~ 175	35	_	0 ~ 71
	рН	8. 4	_	8.1 ~ 8.9	8.3	_	7.9 ~ 8.9	8. 3	_	7.9 ~ 9.1
-1.1-1-	BOD (mg/L)	1. 7	1.9	$0.6 \sim 3.1$	1.4	1.6	$0.7 \sim 3.3$	1. 2	1.4	0.5 ~ 2.1
高根橋 (抜川)	SS (mg/L)	2	_	<1 ∼ 4	2	_	<1 ∼ 3	4	_	<1 ∼ 30
(400).17	流量 (m³/秒)	0.10	_	$0.01 \sim 0.50$	0. 15	_	$0.02 \sim 0.48$	0.23	_	$0.04 \sim 0.69$
	BOD負荷量(kg/日)	11	_	2 ~ 30	17	_	2 ~ 45	26	_	5 ~ 126
	рН	8. 1	_	8.0 ~ 8.2	8. 1	_	7.8 ~ 8.3	8. 1	_	8.0 ~ 8.2
-t- 11 - 1 - 1 - 1	BOD (mg/L)	0.8	0.9	<0.5 ∼ 1.6	0.7	0.8	<0.5 ∼ 1.3	0.5	0.5	<0.5 ∼ 0.5
竜良川橋 (竜良川)	SS (mg/L)	3	_	<1 ∼ 8	1	_	<1 ∼ 3	1	_	<1 ∼ 2
	流量 (m³/秒)	0. 19	_	$0.08 \sim 0.31$	0. 16	_	$0.05 \sim 0.27$	0. 26	_	$0.12 \sim 0.43$
	BOD負荷量 (kg/日)	12	_	0 ~ 30	6	_	0 ~ 16	1	_	0 ~ 9

(3) 水質汚濁防止対策

① 工場・事業場の監視及び指導

当市には、水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に定められた特定施設を設置している特定事業場は329あり、このうち64の特定事業場が、法令による排水規制の適用を受けています。

なお、県の立入検査による排水基準違反事業場に対しては、法に基づく改善勧告等の 行政措置が行われるほか、市の排水調査で違反のあった事業場に対しては、その原因と 処置内容などの改善対策を明示した報告書の提出を求めるなどの行政指導を行い、違反 の再発防止に努めています。

令和6年度立入検査実施状況(排水規制対象事業場)

特定施設番号	特定施設の種類	左記保有事業場数	立入検査回数 ※県と合同実施分
1-2	畜産農業の用に供する施設	3	1
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	1	1
5	みそ、醤油等の製造業の用に供する施設	1	0
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈澱槽	1	1
10	飲料製造業の原料処理施設等	4	2(1)
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	2	1
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	3	1
46	有機化学工業製品製造業の水洗施設等	1	1
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設等	1	0
63	金属製品及び機械器具製造業の用に供する施設	5	4
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	10	7
66	電気メッキ施設	4	3
66-3	旅館業のちゅう房施設等	6	2
66-4~6	飲食店及び弁当製造業・共同調理場等のちゅう房施設	4	0
67	洗濯業の洗浄施設	2	0
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	3	2
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等による洗浄施設	1	1
72, 73	し尿処理施設、下水道終末処理施設	30	8
県条例の2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	0
県条例の3	ゴム製品製造業の用に供する混錬施設	1	1
県条例の4	ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設	1	1
	合 計	85	37

^{※()} 内の数字は違反のあった事業所件数を示しています。

②排水基準(静岡県条例の排水基準) ア 狩野川水域に適用する上乗せ排水基準(抜粋)

	適用の日				昭和48年7月7月	4 H I H D'' 5		昭和50年 12月1日から			
	大腸菌群数	(個/cm³)	日間平均								
	全クロム	(mg/0)	最大				23	2			2
	亜	(mg/lg)	最大			1	2	က			വ
邓思度	ఱ	(mg/0)	最大			1	1	8		1	8
項目及び許容限度	鉱物油	(mg/0)	最大			23					
	動植物油	(mg/0)	最大			ιC	10				
	S	(mg/0)	最大	06	20	30	20	20	06	20	
	S	Sum)	日間不均	02	40	20	40	40	70	40	
	ВОD	(mg/0)	最大	40	25	15	25	25	40	25	
	B(gm)	日日西	30	20	10	20	20	30	20	
	排出水の区分			し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く)	下水道終末処理施 設を設置する 特定事業場	1 日 平均 的排出水 10,000㎡ 以上の特定事業場	1 日 平均的排出水が50㎡以上10,000㎡未満の特定事業場	下水道処理区域内の水域に 排出されるもの	旅館	1 日 平 均的排出水 1 日 平 均的排出水 科学技術に 50㎡以上の特定事業場 関する研究	等を行う 事業場 1 日 平均的排出水 50㎡未満の特定事業場
	中		し尿処理施(他の特定が	下水道終末 特定事業場			下水道処理区域排出されるもの		から街の 大域 7 田かわめ)	
				昭和48年4月1日以 後に設置される特定 事業場 (同年3月31	日において工事着手 しているものを除 く)に係る排出水			昭和50年12月1日以 後に設置される特定 事業場 (同年11月30	日において工事着手 しているものを除 く)に係る排出水		

鮎沢川水域に適用する上乗せ排水基準(抜粋)

	適用の日						昭和50年	1 A 1 H 2 s				昭和50年 12月1日から	
	大腸菌群数	(個/cm³)	日間平均										
	全クロム	(mg/0)	最大				П			2			23
	亜	(mg/0)	最大				П	П	က	Ŋ			വ
容限度	ఱ	(mg/0)	最大				П	П	1	3		1	က
項目及び許容限度	鉱物油	(mg/0)	最大				က	3					
	動植物油	(mg/0)	最大										
	S	(0/	最大	15	06	20	30	40	20		06	50	
	S	(mg/0)	日間平均	10	70	40	20	30	40		20	40	
	ВОD	(mg/0)	最大	10	40	25	15	20	25		40	25	
	BC	Sw)	日田西西	വ	30	20	10	15	20		30	20	
	<	Z,		業	し尿処理施設を設置する特定事業場 (他の特定施設を併設するものを除く)	設を設置する	1 日平均的排出水が 5,000㎡以上の特定事業場	1 日平均的排出水が2,000㎡以上 5,000㎡未満の特定事業場	1 日平均的排出水が50㎡以上 2,000㎡未満の特定事業場	日平均的排出水が20㎡未満の 定事業場	第	1 日平均的排出水 50㎡以上の特定事業場	1 1 日平均的排出水 50 m ³ 未満の特定事業場
] (押田水の区分		蒸留酒、混成酒製造業	し尿処理施設を設 (他の特定施設を(下水道終末処理施設を設置する 特定事業場	1 日平均的 5,000㎡以上 1 日平均的 5,000㎡未満 その他 1 日平均的 2,000㎡未満 2,000㎡未満 特定事業場			茶	科学技術に関する	骨光等を行う事業 場	
						昭和50年1月1日以 番 後に設置される特定 事業場 (昭和49年12 者手しているものを 除く) に係る排出水				昭和50年12月1日以	後に記される特定 事業場 (同年11月30 日において工事着手 しているものを除	く)に係る排田米	

ウ 水質汚濁防止法の排水基準

生活環境項目に係る排水基準

項目		許容限度
水素イオン濃度(pH)		海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/ℓ)	160(日間平均 120)
化学的酸素要求量(COD)	(")	160(日間平均 120)
浮遊物質量 (SS)	(")	200 (日間平均 150)
/ハマハヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	(")	5
/ハマハヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	(")	30
フェノール類含有量	(")	5
銅含有量	(")	3
亜鉛含有量	(")	2
溶解性鉄含有量	(")	10
溶解性マンガン含有量	(")	10
クロム含有量	(")	2
大腸菌群数	(個/cm³)	日間平均 3,000
窒素含有量	(mg/ℓ)	120(日間平均 60)
リン含有量	(mg/ℓ)	16(日間平均8)

- (備考) 1. この表に掲げる排出基準は、1日あたりの平均的な排出水量が50 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 - 2. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚濁状態について定めたものである。

有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度(mg/l)
カドミウム及びその化合物	0.03
シアン化合物	1
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメト ン及び EPN に限る)	1
鉛及びその化合物	0. 1
六価クロム化合物	0. 5
ヒ素及びその化合物	0. 1
水銀及びアルキル水銀、その 他の水銀化合物	0. 005
アルキル水銀化合物	検出されないこと**1
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003
ジクロロメタン	0. 2
四塩化炭素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.4

有害物質の種類	許容限度(mg/l)
1, 1, 1ートリクロロエタン	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0. 1
1, 3-ジクロロプロペン	0.02
チウラム	0.06
シマジン	0.03
チオベンカルブ	0.2
ベンゼン	0.1
セレン及びその化合物	0. 1
ほう素及びその化合物*3	10
ふっ素及びその化合物**3	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※3	100*2
1, 4-ジオキサン ^{※3}	0.5

- ※1「検出されないこと」とは、環境大臣により定められた検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- ※2 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸窒素及び硝酸窒素の合計量。
- ※3「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」「1,4-ジオキサン」については、業種により暫定排水基準が適用される。

③ 届出状況

水質汚濁防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく令和6年度末現在 の特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

水質汚濁防止法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

番号	特定施設の種類	左記保有	I	可、排水規制 工場・事業場 なた	
ш	11/2/2018(/ 11/9)	事業場数	放流 黄賴 小 派	元先	合計
1-2		8	2	1	3
2	畜産食料品製造業の原料処理施設等	6	1	0	1
5	みそ、醤油等の製造業の用に供する施設	3	1	0	1
8	菓子等の製造業又は製あん業の沈殿槽	2	1	0	1
10	飲料製造業の原料処理施設等	8	3	1	4
11	有機質肥料の製造業の用に供する施設	1	0	0	0
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	0	0	0
16	めん類製造業の用に供する施設	3	0	0	0
17	豆腐、煮豆の製造業の湯煮施設等	13	2	0	2
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	1	0	0	0
23-2	新聞、出版、印刷業又は製版業の用に供する施設	2	3	0	3
41	香料製造業の用に供する施設	1	0	0	0
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	1	1	0	1
54	セメント製品製造業の用に供する施設	1	0	0	0
55	生コン製造業の用に供するバッチャープラント	4	0	0	0
62	非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設	1	1	0	1
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	6	5	0	5
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	16	8	2	10
66	電気メッキ施設	3	4	0	4
66-3	旅館業のちゅう房施設等	102	1	5	6
66-4	共同調理場のちゅう房施設	1	1	0	1
66-5	弁当製造業等のちゅう房施設	2	1	0	1
66-6	飲食店のちゅう房施設	19	2	0	2
67	洗濯業の洗浄施設	44	2	0	2
70-2	自動車分解整備事業の洗車施設	2	0	0	0
71	自動式車輌洗浄施設	59	0	0	0
71-2	科学技術の研究・試験等の洗浄施設	5	3	0	3
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	0	0
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等による洗浄施設	1	1	0	1
72	し尿処理施設	32	15	14	29
73	下水道終末処理施設	1	1	0	1
74	特定事業場から排出される水の処理施設	2	0	0	0
県条例の2	銅又は銅合金の用に供する圧延施設	1	1	0	1
県条例の3	ゴム製品製造業の用に供する混錬施設	1	1	0	1
県条例の4	ニッケルめっきの用に供する電気めっき施設	1	1	0	1
	合 計	355	62	23	85

④ 生活系排水対策

当市の河川汚濁の割合は、工場・事業場などの産業系排水については水質規制によって改善が進んだことにより、生活系排水が約70%を占めるほどになっています。

私たちは、日常生活に伴って炊事、洗濯、入浴などの生活雑排水や、し尿など浄化槽で処理 した排水を河川に流しています。この汚濁のうち、し尿が約30%、それ以外の生活雑排水が 約70%を占めるといわれています。

し尿は法律で環境中に直接排出することは許されておらず、浄化槽等の衛生的な処理が 義務付けられていますが、生活系の汚濁の約70%を占める生活雑排水については、対策が 十分とはいえない状況にあります。

市では、こうした生活系排水による水質汚濁防止対策として、市街地を中心に下水道整備を、また農業地域を対象に農業集落排水事業を実施しています。

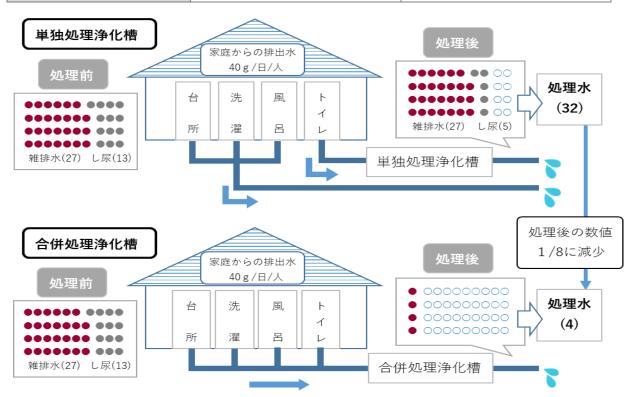
また、下水道整備認可区域以外及び農業集落排水事業区域内の受益者以外の人を対象とした浄化槽設置補助事業や公設浄化槽整備事業を実施し、生活排水対策を進めています。

	事業計画 目標年次:令和9年	令和6年度末	割合			
市行政人口(人)	90, 500	82, 979	_			
供用面積(ha)	648.0	636.0	98.1%			
処理区域内人口(人)	32, 060	33, 512	104.5%			
普及率	35.4%	40.4%	_			

下水道整備状況 (御殿場処理区)

農業集落排石	火敷	借业	上沪.
	1 / TE	บหาเท	VUL

	実施計画	令和6年度末
市行政人口(人)	_	82, 979
供用面積(ha)	29. 6	29. 6
処理区域内人口(人)	1, 257	1, 099



ア浄化槽設置事業補助金制度

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、公共下水道事業認可区域、農業 集落排水事業区域(受益者となる者)、富士見原住宅団地汚水処理区域及び、公設浄化槽整 備事業特定地域(受益者となる者)以外において専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置す る者に対し設置費の一部を補助しています。

補助金の額は、次のとおりです。

補助制度による補助金額

(令和7年4月1日現在)

人槽区分	補助金限度額(円)		
八僧區刀	転 換	転換以外	
5 人 槽	330, 000	90,000	
6 ~ 7 人 槽	414, 000	108, 000	
8 ~ 10 人 槽	546, 000	132,000	

補助制度による浄化槽設置数

	H1∼R1	R2	3	4	5	6	合 計
5人槽(基)	1, 413	42	73	45	49	68	1,690
6~7人槽(基)	1, 667	13	21	10	8	9	1, 728
8~10人槽(基)	655	7	8	4	4	3	681
合 計(基)	3, 735	62	102	59	61	80	4, 099

イ 公設浄化槽整備事業

生活排水による水辺環境・生活環境の悪化を防ぐため、特定地域に居住する浄化槽設置 希望者に対して市が浄化槽を整備し、使用料の徴収を行い、維持管理を行います。

公設浄化槽整備事業による浄化槽設置数

(令和7年4月1日現在)

	H25∼R1	R2	3	4	5	6	合 計
5 人槽(基)	77	8	14	18	3	1	121
6~7人槽(基)	104	6	12	14	7	2	145
8~10人槽(基)	23	2	0	2	2	0	29
合 計(基)	204	16	26	34	12	3	295

5 騒音・振動

(1) 騒音・振動の概要と環境基準

騒音及び振動は、個人差や慣れが大きく作用し、同じ音や振動であってもその種類や性質に よって感じ方が異なるという特徴があります。

騒音及び振動の防止対策としては、騒音規制法及び振動規制法に基づき市長(平成23年度までは県知事)が生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の工場、事業場の事業活動や建設作業に伴う騒音、振動を規制しています。また、自動車による交通騒音及び振動については限度基準が設けられており、これを上回る場合は公安委員会、道路管理者に対して防止対策を要請できることになっています。

■ 環境基準 ■

騒音の環境基準は、人の健康の保護や生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境の基準として設定されています。

現在の環境基準は平成11年4月1日から施行されており、騒音の評価手法としては等価騒音レベルが採用されています。

環境基準を当てはめる地域の指定は、住居地域や商業地域などの地域特性を考慮して市長(平成23年度までは県知事)が行うこととなっており、当市では都市計画法の用途地域別に環境基準が適用されています。

	WHAT I SAME A SECOND I							
地域の		時間の区分						
類型	適用地域	昼間	夜間	該当地域				
		6時~22時	22時~6時					
AA		50 デジバル以下	40 デンバル以下	療養、社会福祉施設等が集合 して設置される地域など特に 静穏を要する地域				
A	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	専ら住居の用に供される地域				
В	第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域	55 デジベル以下	45 デシベル以下	主として住居の用に供される 地域				
С	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	相当数の住居と併せて商業、 工業等の用に供される地域				

騒音に係る環境基準(道路に面する地域を除く)

道路に面する地域の環境基準

地域の区 人	時間の区分			
地域の区分	昼 間(6時~22時)	夜 間(22時~6時)		
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下		
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下		
幹線交通を担う道路に近接する空間については、上欄にか かわらず特例として右欄の基準値とする	70デシベル以下	65デシベル以下		

※幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の場合は道路端から15メートル。2車線を超える場合は道路端から20メートル以内の空間のことを指します。

(2) 騒音・振動の防止対策

① 工場、事業場の規制基準

工場、事業場の騒音及び振動は、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関 する条例によって規制されており、市長(平成23年度までは県知事)が生活環境を保全する必 要があるとして指定した地域内にあって、騒音や振動の発生が著しい施設として定められた施 設を有する工場、事業場に対して規制基準が適用されています。

当市では昭和46年に騒音に係る地域指定を、昭和52年に振動に係る地域指定をそれぞれ受け (平成24年度より市長が指定)、以下の基準が適用されています。

騒音に係る工場・事業場の規制基準

		時間の区分			
地域の区分	適用地域	昼 間 8時~18時	朝·夕 6時~8時 18時~22時	夜 間 22時~6時	
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル	
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	55デシベル	50デシベル	45デシベル	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル	
第4種区域	工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル	

振動に係る工場・事業場の規制基準

地域の区分			時間の区分		
		適用地域	昼 間 8時~20時	夜 間 20時~8時	
1 第1・2種低層住居専用地域		60デシベル	55デシベル		
第1種区域	2	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域、市街化調整区域 都市計画区域外	65デシベル	55デシベル	
第2種区域	1	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	70デシベル	60デシベル	
	2	工業地域、工業専用地域	70デシベル	65デシベル	

- ※1 騒音、振動に関する規制基準は、工場、事業場の敷地境界において測定される値が適用されます。
- ※2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院診療所、図書館、特別養護老人 ホーム、認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5 デシベルを減じた値となります。
- ※3 第1種区域と第3種区域若しくは第4種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合におけ る当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30mの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値 から5デシベルを減じた値となります。
- ※4 工業専用地域及び都市計画区域外は静岡県生活環境の保全等に関する条例によって規制されています。

② 建設作業の規制基準

建設作業に伴う騒音や振動は、工場、事業場と異なり、その作業場所に代替性がないことから防止対策は極めて困難な場合が多い。また、騒音や振動の発生は一時的であるものの、そのレベルが高いため、届出時には、低騒音、低振動型重機の使用や付近住民に対する工事期間の周知等、作業実施時の配慮を指導しています。

なお、地域指定区域内において騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業を行う場合は、届出と規制基準の遵守が義務づけられています。

騒音・振動に係る特定建設作業の規制基準

		騒音に係る特定建設作業	振動に係る特定建設作業						
地域の区分	規制種別	くい打機 くい抜機 等を使用 する作業 びょう打機 さく岩機を 空気圧縮機 を使用する 作業 ごグリー・又は アスファルブラント を使用する 作業 でまる作業 でまる作業							
	基準値	85デシベル	75デシベル						
第	作業時刻	午後7時~午前7時の時	間内でないこと						
号区	1日当たりの 作業時間	10時間/日を超え	10時間/日を超えないこと						
域	作業期間	連続6日を超えないこと							
	作業日	日曜日その他の休日でないこと							
	基準値	85デシベル 75デシベル							
第	作業時刻	午後10時~午前6時の時間内でないこと							
二号区域	1日当たりの 作業時間	14時間/日を超えないこと							
	作業期間	連続6日を超えないこと							
	作業日	日曜日その他の休日でないこと							

- ※1 規制基準は、特定建設作業を行う場所の敷地境界において測定される値が適用されます。
- ※2 第一号区域:地域指定区域のうち、第2号区域を除いた区域。

第二号区域:地域指定区域の第4種区域(振動の場合、第2種区域の2)のうち、学校、保育所、病院、診療所、 図書館、特別養護老人ホーム、認定こども園等の周囲おおむね80m以内の区域を除いた区域。

③ 道路交通騒音

自動車の引き起こす交通騒音、振動や交通渋滞は、生活環境の悪化をもたらしています。

このような状況の中で、道路に面する地域の環境基準が定められ、これを目標として車両構造の改善や遮音施設の設置などを中心とした自動車騒音の軽減対策が実施されています。

また、道路に面する区域の自動車騒音、振動に係る限度基準(要請限度)が設けられており、 この限度基準を超えて生活環境が著しく損なわれている場合には、道路管理者等に対して意見 や改善要請ができることとなっています。

なお、平成12年4月1日施行の法改正により、限度基準は環境基準と同じ評価手法である等 価騒音レベルによることとなりました。

自動車騒音の要請限度値

		時間0	の区分
	区域の区分	昼間 6 時~22時	夜間 22時~6時
1	第1種区域及び第2種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	第1種区域及び第2種区域の第1・2種中高層住居専用地域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	第2種区域の第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域のうち2車線以上の道路に面する区域、及び第3種区域、第4種区域の工業地域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル
	泉交通を担う道路に近接する空間については、上欄にかかわらず 例として右欄の基準値とする	75デシベル	70デシベル

[※] 第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域は、騒音に係る工場、事業場の規制基準の地域区分をいう。

道路交通振動に対する防止措置を要請する基準

区域の区分	時間の区分			
四域の四月	昼間(8時~20時)	夜間(20時~8時)		
第1種区域	65デシベル	60デシベル		
第2種区域	70デシベル	65デシベル		

④ 自動車騒音の常時監視結果

自動車騒音の状況については、騒音規制法に基づく常時監視を静岡県が実施していましたが、法改正により平成24年度からは市が実施するようになりました。常時監視は、道路に面した地域の住居等を対象にした自動車騒音の測定と、測定地点を含む評価区間について騒音の環境基準を超える住居等の割合を把握する「面的評価」の方法で行います。

令和6年度は、市内の高速道路2路線と県道3路線を対象にして、道路に面する地域(道路端から50メートルの範囲)において自動車騒音の面的評価を行いました。面的評価の結果については、昼間・夜間ともに環境基準を満足した住居等の割合は97.9~100%でした。

令和6年度自動車騒音面的評価結果

調査単位	光ゆ々	評価 区間	住居等	環境基準達成状況			[上段:戸数] [下段:割合]
区間番号	道路名	延長 (km)	(戸)	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
250	東名高速道路	2. 5	144	141 (97. 9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.1%)
270	東名高速道路	4. 7	650	649 (99. 8%)	1 (0. 2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
10910	須走御殿場線	3. 1	57	57 (100. 0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
60810	御殿場停車場線	1. 1	326	326 (100. 0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
62790	御殿場箱根線	4. 2	582	582 (100. 0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	全 体	15. 6	1, 759	1, 755 (99. 8%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	3 (0. 2%)

⑤ 届出状況

騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく令和6年 度末現在の、特定施設届出状況は次のとおりです。

騒音規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特定施設名	R6年度末の特定施設数		
	· 特定施設有	法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	226	1, 069	1, 295
2	空気圧縮機及び送風機	533	796	1, 329
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	13	6	19
4	繊維機械	21	5	26
5	建設用資材製造機械	8	2	10
6	穀物用製粉機 (ロール式のもの)	1	1	2
7	木材加工機械	94	131	225
8	製紙機械及び紙加工機械	0	0	0
9	印刷機械 (原動機を用いるもの)	31	27	58
10	合成樹脂用射出成形機	430	270	700
11	鋳型造型機	0	0	0
12	クーリングタワー	_	180	180
13	集じん施設	_	158	158
14	冷凍機 (圧縮機を用いるもの)	_	1, 535	1, 535
施設合計		1, 357	4, 180	5, 537
	工場・事業場数	194	337	531

振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特定施設名	R6年度末の特定施設数		
	特定施設名	法 律	県条例	合 計
1	金属加工機械	292	355	647
2	圧縮機	333	693	1,026
3	土石用又は鉱物用の破砕機等	21	8	29
4	織機 (原動機を用いるもの)	11	0	11
5	コンクリート機械	5	0	5
6	木材加工機械	7	2	9
7	印刷機械	10	26	36
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2	5	7
9	合成樹脂用射出成形機	283	376	659
10	鋳型造型機 (ジョルト式のもの)	1		
施設合計		965	1, 465	2, 430
工場・事業場数		104	92	196

6 悪 臭

(1) 悪臭防止対策

① 悪臭の概要

人の嗅覚で捕えられるにおいの原因物質は、数万とも数十万種類ともいわれています。発生源も多種多様で、動物のし尿臭や野菜くずの腐敗臭などのように人に不快感・嫌悪感を与えるにおいや、一般的には芳香といわれるようなにおいであっても、人に不快感を与え生活環境を損なう恐れがあれば悪臭ということになります。

悪臭は、各種の極めて微量の臭気物質が複合して発生することが多く、その発生状況は気温、湿度、風向などの気象条件によって左右され、同じにおいであっても人によって感じ方が違うなど嗅覚はかなり個人差があります。

このため、悪臭苦情の処理に際しては、悪臭状況の調査や抜本的な防止・除去対策の実施について難しい面が多く、解決まで相当な期間を要する状況となっています。

② 悪臭の規制

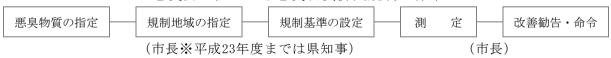
悪臭防止法では、大規模な悪臭を発生させる可能性の高い業種(畜産業、化学工業、 塗装業など)で発生する悪臭物質の濃度を規制しており、それぞれの地域の実情に応 じて(地域指定)規制基準が設定されています。

当市は当初、地域指定と規制基準は、御殿場駅と富士岡駅を中心とした市街地には最も厳しいA基準、東富士演習場及び箱根外輪山を除いたその他の地域に最も緩やかなF基準を適用してきました。

しかし、平成8年4月1日の法改正により、これまでの悪臭物質ごとの規制では対応できなかった複合臭を測定する嗅覚測定法が導入され、こうした嗅覚測定法による臭気指数規制を導入する自治体が増えてきており、当市も平成15年10月1日よりこの制度を導入しました。

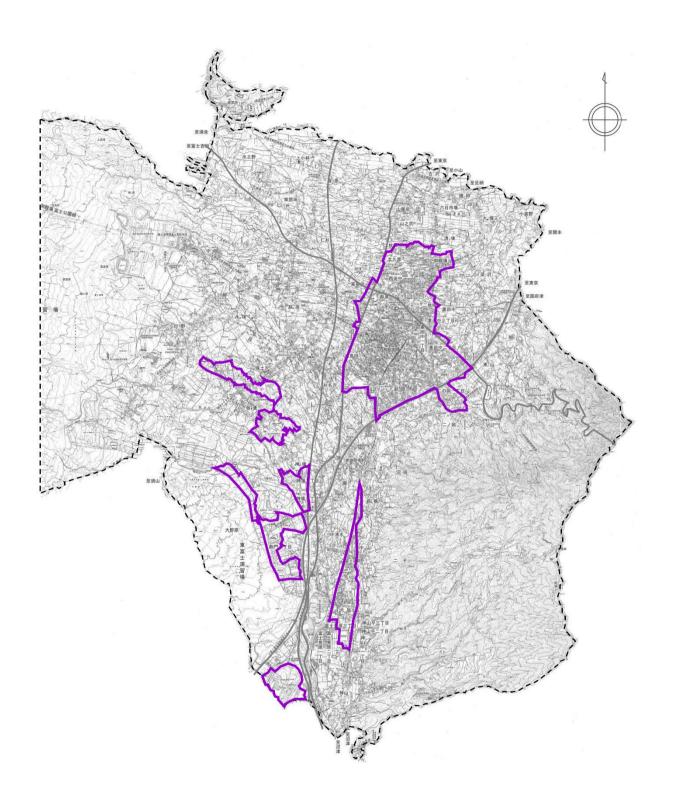
なお、臭気指数規制に係る地域指定は、都市計画法で指定された市街化区域を15に、その他の地域を18と定め、地域の実情に合わせた基準を適用しています。なお、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、悪臭発生施設を指定(特定施設)して届出させるとともに、悪臭を防止するための設備基準等を定めて規制しています。

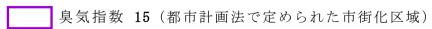
悪臭防止法による悪臭物質排出規制の体系



規制の経過		
昭和47年5月31日	悪臭防止法施行	悪臭8物質指定
昭和49年4月1日	地域指定・規制基準設定	
平成2年4月1日	悪臭防止法施行令一部改正	悪臭4物質追加(同日から規制適用)
平成6年4月1日	IJ	悪臭10物質追加(H9.4.1から規制適用)
平成7年4月1日	悪臭防止法施行規則一部改正	気体排出口及び排水中の規制基準設定
平成8年4月1日	悪臭防止法一部改正	嗅覚測定法による規制方式導入
平成15年10月1日	地域指定・規制基準設定	嗅覚測定法による規制方式適用

悪臭の地域指定図





-- 臭気指数 18 (その他の地域)

悪臭防止法に基づく規制基準(平成15年10月1日以降) (臭気指数基準)

区域の区分	臭気指数
第1種区域(都市計画法で定められた市街化区域)	15
第2種区域(その他の地域)	18

③ 届出状况

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく令和6年度末現在の、特定施設届出状況は下記のとおりとなっています。

静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況

施設番号	特定施設名	事業場数	施設数	
1	セロファン製膜施設		0	0
2	アスファルト含滲紙又はコールター/ に供する連続式含滲施設	0	0	
3	パルプ又は紙の製造の用に供する乾燥	操施設	0	0
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設		0	0
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応 施設		0	0
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設		0	0
7	木材チップ堆積場であって、面積が 1,000㎡以上のもの		0	0
	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設	(1)蒸煮施設	1	1
8		(2)湯煮施設	0	0
		(3)真空濃縮施設	0	0
		(4)乾燥施設	3	3
9	鶏舎であって面積が400㎡以上のも の及び豚舎であって面積が150㎡以 上のもの	鶏舎	19	21
		豚舎	23	25
10 サイズの製造の用に供する反応施設		0	0	
	合 計		46	50

7 地下水

(1) 地下水の利用状況

① 水循環と地下水

当市は、富士山を源とする地下水のかん養源に位置し、その量、質とも恵まれた地下水を利用しています。また、市内には美しい湧水地が点在し、昔から人々の暮らしと密接に関係してきました。

地下水は「降水〜地下水及び地表水〜海洋〜蒸発〜降水」という水循環系の中でも重要な役割を果たしており、過剰な揚水による湧水の減少枯渇、井戸涸れ等の地下水障害の発生は、この水循環系が壊されたことを示すものと言えます。

私たちは、地下水のかん養源に位置する者として地下水の採取に伴う地下水障害の防止 及びその水質の保全に努めなければなりません。

② 揚水状況と地下水障害

工業用水と生活用水の揚水量の経年変化をみると、増大してきた揚水量が、平成の初めごろをピークとして、その後は減少傾向にあります。

また、当市で過去に生じた地下水障害は、湧水の枯渇及び有機塩素系化合物による地下水汚染がありますが、広域的な地下水質の悪化や地盤沈下は発生していません。

なお、平成25年度から平成27年度にかけて静岡県が実施した地下水賦存量調査の結果によると、東富士地域(御殿場市、裾野市、小山町)では揚水量が利用可能量を下回っており、地下水障害が直ちに発生し得る状況にはない。とされています。

用途	項目	30	R1	R2	R3	R4
工業用水 (㎡/日)	事業所数	(49)	(47)	(56)	(55)	
	地下水等	10, 495	9, 587	11, 742	9, 637	未公表
	工業水道	2, 551	2, 630	890	2, 533	
生活用水 (㎡/日)	上水道	32, 496	31, 989	32, 748	31,800	31, 784
	簡易水道	816	828	838	875	951
合	計	46, 358	45, 034	46, 218	44, 845	

地下水の揚水状況

静岡県くらし・環境部環境局水利用課 令和5年版「地下水調査報告書」より

※R2 工業用水は経済センサスから抜粋。それ以外の年度は「工業統計調査報告書」の市町村別の水源別用水量(従業員30人以上の事業所)から抜粋。

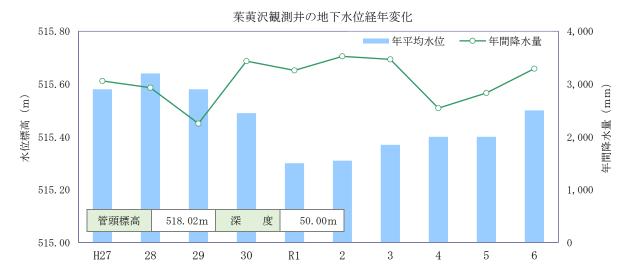
③ 地下水位の経年変化

当市は4箇所の観測井及び1箇所の地下水観測地点を定め、毎月水位を測り変化を見ています。

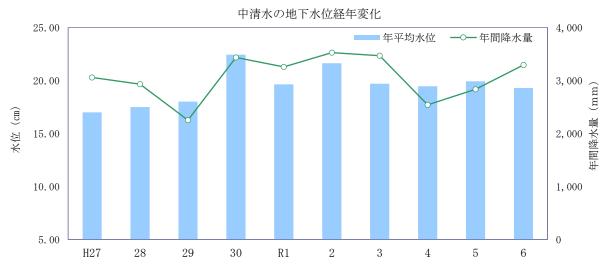
年度ごとには若干の変動がみられるものの、調査開始以来大幅な減少もなく推移しています。











(2) 地下水の保全対策

当市では、地下水の採取に伴う障害の防止及び地下水の水源保全を目的として、「御殿場市土地利用事業指導要綱」及び「御殿場市地下水の採水に関する要領」により指導を行っています。

また、年2回(夏・冬)県及び近隣2市町と合同で、各市町の湧水量調査等を実施しています。

(3) 環境基準

地下水の水質汚濁に関する環境基準は、地下水の水質保全のために講じられる諸施策の 共通の行政目標として平成9年3月に設定され、人の健康を保護する上で維持することが 望ましい基準として設定されています。

また、この環境基準は、水質汚濁に係る健康項目(人の健康の保護に関する環境基準) と同じ項目及び基準値が設定されています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値(mg/Q以下)
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.02
ひ素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
РСВ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
クロロエチレン	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0. 1
1,2-ジクロロエチレン	0.04

基準値(mg/Q以下)
坐中區(圖8/8以下)
1
0.006
0.01
0.01
0.002
0.006
0.003
0.02
0.01
0.01
10
0.8
1
0.05

[※]基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

(4) 地下水汚染防止対策

有機塩素系化合物による汚染対策

① 対策の概要

機械部品などの金属脱脂洗浄剤やドライクリーニングの洗浄剤として安易に使用されていたトリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染が全国的に大きな社会問題となったことから、昭和59年の排出に関する管理目標値及び水道水の要件等の設定をはじめとした規制強化が図られてきました。

当市においては、昭和 62 年に水道水源である永塚1号井戸のテトラクロロエチレンによる汚染判明をはじめとして、平成元年にはトリクロロエチレンによる汚染井戸が杉名沢地区で3本、深沢地区で1本、テトラクロロエチレンによる汚染井戸が竈地区で1本確認されたことから、有機塩素系化合物使用事業場に対する指導を強化し、地下水汚染の防止及び汚染地区での汚染物質除去対策に努めています。

この他、平成30年2月には沼田不動池において1,2-ジクロロエチレンが環境基準をわずかに超過しました。

現在杉名沢地区では浄化対策を継続しており、他の3地区では汚染が改善されています。 また、地下水汚染防止対策には広域的な監視が必要となるため、平成元年に東部地域の 5市4町で『静岡県東部五市四町地下水汚染防止対策協議会』を設立し、地下水汚染の未 然防止活動を実施しています。

有機塩素系化合物使用事業場数及び使用量

		工場・事業場			
調査	年度	R4	R4 R5		
事業	場数	4	3	3	
使用量包	今計(kg)	22, 111	18, 272	12, 762	
トリクロロエチレン	事業場数	2	1	1	
(TCE)	使用量(kg)	20, 590	18, 270	12, 760	
テトラクロロエチレン	事業場数	0	0	0	
(PCE)	使用量(kg)	0	0	0	
1, 1, 1ートリクロロエタン	事業場数	0	0	0	
(MC)	使用量(kg)	0	0	0	
シ゛クロロメタン	事業場数	2	2	2	
(DCM)	使用量(kg)	1, 521	2	2	

※使用量は調査年度の前年度使用量となります。

② 汚染井戸の状況

ア 杉名沢地区

平成元年9月の事業場周辺調査によって、3本の井戸からトリクロロエチレンによる汚染が判明しました。昭和62年に判明した永塚地区とともにフィンガープリント法による周辺調査を実施した結果、ほぼ汚染範囲が特定されたため、平成4年度以降、調査井戸からの揚水ばっ気処理による汚染物質除去対策を継続しています。

(3本の井戸のうち、2本は平成7年と平成14年に廃止されています。)

トリクロロエチレンの検出量

年 度	R1	2	3	4	5	6
平均値(mg/l)	0. 250	0. 140	0. 081	0.071	0. 036	0.025
最小値(mg/0)	0. 025	0.013	0. 017	0.0092	0.014	0. 0077
最大値(mg/Q)	0.600	0. 430	0.17	0.30	0.065	0.055

※測定回数:年6回

※環境基準値(トリクロロエチレン: 0.01mg/Q以下)を超過している状況が続いています。

イ 深沢、竈地区

平成元年 10 月の市内井戸詳細調査によって、深沢地区でトリクロロエチレン汚染井戸1本と竈地区でテトラクロロエチレン汚染井戸1本が判明しました。深沢地区では、近隣事業場及び周辺調査を実施しましたが、汚染範囲は解明できませんでした。竈地区では、周辺に当該物質を使用していた事業場がなく、過去の状況も不明です。

両地区とも汚染井戸及び周辺井戸の監視を継続しており、平成 11 年度以降は地下水環境基準値を下回る状況が続いています。

トリクロロエチレンの検出量

	年 度	R 1	2	3	4	5	6
沙吐	平均値(mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
深沢	最小値(mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
100	最大値(mg/l)	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005

※測定回数:年2回

※環境基準値: トリクロロエチレン 0.01mg/0以下

テトラクロロエチレンの検出量

	年 度	R 1	2	3	4	5	6
	平均値(mg/l)	0.0010	< 0.0005	0.0004	0.0004	0.0004	0.0005
竈	最小値(mg/l)	0.0008	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	最大値(mg/l)	0.0012	< 0.0005	0.0008	0.0008	0.0008	0.0005

※測定回数:年2回

※環境基準値: テトラクロロエチレン 0.01mg/Q以下

ウ沼田不動池

地下水汚染対策の一環として、平成28年2月から継続調査を行っていた沼田不動池において、平成30年2月の水質調査で0.042mg/ℓの1,2-ジクロロエチレン(環境基準値0.04mg/ℓ以下)が検出されました。平成30年4月以降は地下水環境基準値を下回る状況が続いています。

1,2-ジクロロエチレンの検出量

年 度	R1	2	3	4	5	6
平均値(mg/0)	0.030	0.025	0. 016	0.021	0.022	0.020
最小値(mg/0)	0.024	0.016	0.014	0.018	0.017	0.018
最大値(mg/0)	0.034	0.036	0. 019	0.022	0. 025	0. 021

※測定回数:年6回

③ 県のモニタリング調査について

令和3年度、杉名沢地区周辺に県が行ったモニタリング調査などにより、基準値を超過する1,2-ジクロロエチレン等が検出されました。令和4年度以降は当該地区の井戸を調査対象として追加し、引き続き水質調査を実施していきます。

8 ダイオキシン類

(1) 概要と環境基準

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を総称したもので、主に廃棄物焼却炉などで物を燃やすことによって発生し、動物実験から非常に強い毒性と発ガン性があることが分かっています。

ダイオキシン類は、常温では無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っており、環境中に排出されたダイオキシン類は食物連鎖を通して次第に濃縮されながら人間の体内に取り込まれることから、平成12年1月15日にはダイオキシン類対策特別措置法が施行され、影響の未然防止が図られています。

法では、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日当たりの摂取量(耐容一日摂取量)を体重1kgあたり4pg-TEQ以下と定めています。この耐容一日摂取量を基に、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が下表のとおり定められています。

	大気 (年平均値)	0.6 pg-TEQ/m³	
環境基準	水質	1 pg-TEQ/0	
- 	地下水	1 pg−TEQ/ℓ	
	土壤	1,000 pg-TEQ/g	

※pg-TEQ…pg はピコグラムと読み、1 pg は1兆分の1 g です。TEQ はティーイーキューと読み毒性等量と呼ばれます。測定されたダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンと呼ばれる物質での量に換算することにより、どの程度の毒性があるのかを表しています。そして、ダイオキシン対策特別措置法の規定に基づき、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されたものが環境基準です。

規制の経過	
平成2年12月	ダイオキシン類発生防止等ガイドライン(旧ガイドライン)公表 ・焼却炉のダイオキシン類低減対策、排出濃度の提示
平成9年1月23日	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)公表 ・焼却炉の緊急対策、恒久対策の濃度基準の設定
平成9年12月1日	大気汚染防止法施行令一部改正の施行 ・廃棄物焼却炉他 1 施設の排出規制
平成12年1月15日	ダイオキシン類対策特別措置法施行 ・大気関係 5 施設、水質関係 7 施設の排出規制 ・大気、水質、土壌の環境基準の設定
平成13年3月26日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正 ・廃棄物焼却炉の構造基準の強化(平成14年12月1日施行)
平成20年4月1日	ダイオキシン類対策特別措置法施行令改正の施行 ・毒性等価係数の見直し

(2) 汚染の状況

① 大気環境の調査結果

静岡県が、平成9年12月に市立西保育園で実施した大気中のダイオキシン類調査で比較的高い値が検出されたため、市では、平成10年度から県と協力して調査を進めるとともに、ダイオキシン類低減対策として、主な排出源であるごみ焼却や野焼きの自粛などの広報に努めてきました。

なお、調査開始から継続して調査結果(年平均値)が環境基準値を下回っているため、 当市での調査は、平成30年度で終了となりました。

大気環境中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所		春 夏 秋 冬 各1回 計 4 回の年平均 ダイオキシン類濃度 単位: pg-TEQ/㎡	基準値
	市役所農業研修センター	県	0.054	
H14	市役所玉穂支所	市	0. 047	
	富士岡小学校	市	0. 058	
15	市役所農業研修センター	県	0. 055	
15	原里第一保育園	市	0. 045	
1.0	市役所農業研修センター	県	0.084	
16	沼津公共県職業安定所御殿場出張所	市	0. 160	
17	市役所農業研修センター	県	0.085	
17	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 078	
10	市役所保健センター	市	0. 025	
18	市役所農業研修センター	県	0. 036	年平均値で
19	市役所農業研修センター	県	0.029	0.6pg-TEQ/m³
20	市役所農業研修センター	県	0.017	以下 (環境基準値)
21	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.017	
22	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.018	
23	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.024	
24	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.022	
25	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.015	
26	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 017	
27	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.019	
28	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0. 017	
29**	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.013	
30%	御殿場市・小山町広域行政組合 消防庁舎	県	0.0098	

※平成29・30年度は、2回(夏、冬各1回)の年平均

② 土壌の調査結果

ダイオキシン類は、主にごみの焼却施設から発生します。市内では、湯沢平清掃センターがごみ焼却施設として昭和43年から平成10年までの30年間稼動していたため、平成13年度は、その周辺の土壌調査を実施しました。

その結果、湯沢平公園の旧清掃センター寄りの土壌で 67pg–TEQ/g のダイオキシン類が検出されましたが、土壌環境基準値の 1,000pg–TEQ/g 以下 (コプラナ– PCB を含む) に対しては基準値を下回る状況でした。

土壌中のダイオキシン類調査結果

調査年度	調査場所	調査主体	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)	基準値
H11	森之腰区公民館グラウンド	県	0.84	
	御殿場中学校グラウンド	県	1. 0	
12	西保育園南側グラウンド	市	0.51	
	富士岡小学校グラウンド	市	4. 0	
	御殿場市児童館グラウンド	県	0.12	
13	原里中学校グラウンド	市	1. 6	
	湯沢平公園北東側グラウンド	市	67	
14	玉穂小学校グラウンド	市	2. 4	
15	玉穂第1保育園グラウンド	県	0.99	
10	北畑地区児童厚生体育施設	市	1. 4	1,000 pg-TEQ/g
16	杉名沢コミュニティーセンター	県	2.8	以下 以下
17	原里小学校グラウンド	県	0.8	
18	玉穂地区東広場	市	0. 033	
19	原里西幼稚園	県	0. 058	
	清掃センター跡地(客土部分)	市	2. 3	
23	清掃センター跡地(地山部分)	市	77	
43	老人福祉センター跡地北側	市	54	
	老人福祉センター跡地南側	市	1. 9	
27	原里中学校グラウンド	県	2. 7	
R1	富士岡公園グラウンド	県	0. 12	

(3) ダイオキシン類汚染防止対策

平成12年1月15日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法の規定による特定施設の届出状況及び規制基準は次のとおりです。

① 特定施設の届出状況

令和7年3月31日現在

施設番号	特 定 施 設	事業場数	施設数
法施行令 別表第1第5号	廃棄物焼却炉であって、火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上又は焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が一時間当たり50キログラム以上のもの	9	11

② 規制基準 (抜粋)

(単位:ng-TEQ/m³N)

		設置の工事着手日				
	焼却能力	H12. 1. 15 以降	H9. 12. 1∼ H12. 1. 14	H9. 12. 1 以前		
			一部既設基準	既設基準		
	4 t/h以上※	0. 1	0. 1	1		
別表第1第5号	4 t/h未満~2 t/h※	1	1	5		
廃棄物焼却炉	2 t/h未満~200kg/h※	5	5	10		
	200kg/h未満~50kg/h	5	10	10		

[※]廃棄物焼却炉であって、火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの(廃掃法、大防法で既に廃棄物焼却炉に該当していたもの)

第5章 廃棄物等

1 廃棄物処理基本方針

ごみゼロ社会を目指したリサイクルシステムを構築するためには、行政の施策によるごみの排出抑制・資源化・再利用促進のみならず、一人ひとりのライフスタイル、消費活動の形態、経済活動における生産・流通システム等、多面的な見直しを図るとともに、ごみは処理・処分するものという考え方を、資源化・再利用を前提とする方向に改めなければならない。

当市は、ごみの資源化・再利用に係る施策を率先して実施し、住民・事業者に対し指導・啓発・周知を図り、ごみの排出抑制・資源の有効利用と分別収集の徹底を強化し、排出ごみの資源化・減量化のため処理施設及び処理体制の整備と維持管理、収集運搬事業の効率化を推進していく。

以上の基礎事項を念頭に、循環型社会を形成するため、基本方針を次のように定める。

(1) 循環型ライフスタイルへの変革

大量生産・大量消費を是正するため、意識啓発を促進し、循環型ライフスタイルの定着を図る。

(2) 社会システムの整備

資源が円滑に循環し、有効利用されるような社会システムの整備を推進し、地域社会の 永続的な発展を図る。

(3) 自然環境との調和

ごみの資源化・再利用化を推進し、ごみの安定化・無害化を強化することにより資源の 温存と環境保全を図る。

(4) 生活環境の向上

安全かつ利便性の高い生活ができるよう、ごみの適正処理に努める。

(5) 地域社会の連携

循環型社会の形成は、住民、事業者、行政がその役割を果たして初めて実現することができる。そのため、地域社会全体で資源循環を推進する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の 区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

当市は、上記基本方針を具体化するため、長期的視点に立った市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化、資源化、再生利用の推進、収集、運搬、処分等の計画(一般廃棄物処理実施計画)を定めています。

このうち一般廃棄物処理基本計画は、5年から15年間の長期計画とし、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととされています。

2 廃棄物行政のあゆみ

昭和37年

御殿場駅周辺においてごみ収集を開始

- ・トラック1台、リヤカー1台、職員4人
- ・ごみ処理費 30円/1世帯当たり月

昭和 42 年

ロータリー車によるごみ収集を開始

昭和 43 年

ごみ処理費を無料にする

御殿場駅周辺においてごみ集積所を定める

昭和 45 年

市全域で、週に1回燃えるごみの回収を開始

昭和 49 年

市全域で、週に2回燃えるごみの回収、月2回燃やせないごみの回収を開始

平成2年

モデル地区(原里、印野地区)を設定し、ごみの分別収集を実施(平成2年から平成3年)

9月 粗大廃棄物処理場に三軸ロール型の破砕機を設置

平成5年

3月 市のごみ処理に関し、長期的かつ総合的にどうあるべきかを審議するため、市民、知識経験者、市 関係者で「ごみ処理基本計画策定委員会」を組織し、ごみ処理基本計画を策定

平成6年

- 1月 市内神場地区にリサイクルセンターを建設し、アルミ缶、スチール缶選別機及びびんの選別ライン を稼動
- 4月 フロン回収機を設置

御殿場市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下、「旧条例」とする)及び施行規則を廃止し、 御殿場市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則を施行

旧条例との主な相違点

- ・ごみ処理について、市民、事業者及び市それぞれの責任を明確化
- ・家庭から排出される粗大ごみの有料化、事業所から排出される不燃ごみ(埋立ごみ) の有料化を実施
- ・ごみ減量等推進審議会の設置、ごみ減量等推進員の委嘱
- 6月 家庭から排出される粗大ごみ、事業系埋立ごみの有料化を実施

市内全域でごみの5分別収集を開始

分別内容

・可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ ごみ袋で集積所に排出

・缶・びん 集積所でコンテナ回収

・古紙(新聞、雑誌、ダンボール) 種類ごとに梱包し、集積所に排出 ・粗大ごみ リサイクルセンターに自己搬入

・粗大ごみ リサイクルセンターに自・有害ごみ(乾電池) 集積所に透明袋で排出

イーラー (私电池) 未傾/川に辺り衣 (外山

ごみ減量等推進審議会を設置し、ごみ袋の指定及びごみ処理有料化等の諮問事項を審議

- 10月 ごみ減量等推進審議会からごみ袋の指定、ごみ処理有料化及び基金について答申を受ける
- 12月 ごみ袋の指定及びごみ処理有料化に係る条例及び施行規則の一部改正

平成7年

- 7月 ごみ袋の指定及びごみ処理有料化の施行、ペットボトル及びトレイの店頭回収を実施
- 12月 ごみ減量等推進審議会から粗大ごみの出張収集について答申を受ける

平成8年

- 3月 粗大ごみの出張収集に係る条例及び施行規則の一部改正及び一般廃棄物の減量等推進基金条例を制定 ごみ減量等推進審議会から適正処理困難物の指定、有害ごみの処理及びごみ発生抑制について答申 を受ける
- 6月 粗大ごみの出張収集を開始

平成9年

4月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)施行に伴いペットボトルの処理方法を変更

平成 10 年

4月 御殿場・小山RDFセンター(御殿場市・小山町広域行政組合)運用開始に伴いプラスチック類、 ゴム、皮革製品を不燃ごみから可燃ごみに変更

ごみ収集(燃やせるごみ)の一部民間委託を開始

平成 12 年

- 4月 カセット・ビデオテープ、使い捨てライター、焼却灰の回収方法を変更
 - 一般廃棄物最終処分場を供用開始

資源ごみ収集(缶、びん)の民間委託を開始

前処理施設において不燃ごみの分別を開始

生ごみ堆肥化モニター事業を開始

平成 13 年

- 3月 一般廃棄物処理基本計画を改定(平成13年から27年)
- 4月 家電リサイクル法施行に伴い、テレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機の受入を廃止 資源ごみ収集(古紙)の全面民間委託を開始
- 5月 ごみ処理有料化を再検討するため、指定ごみ袋無料化懇談会を設置
- 7月 生ごみ堆肥化モデル地区事業を開始(湯沢区90世帯)
- 10月 指定ごみ袋無料化懇談会から指定ごみ袋の無料化の方法とごみ減量化に係る施策について提言書が提出される

ごみ減量等推進審議会に対し、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について諮問

- 11月 ごみ減量等推進審議会から、指定ごみ袋による廃棄物処理手数料の無料化及びごみ減量化について 答申を受ける
- 12月 指定ごみ袋の一部無料化に伴う条例及び施行規則の一部改正

平成 14 年

- 2月 指定ごみ袋の一部無料化に伴い地域説明会を実施(50か所)
- 4月 機構改革により、環境衛生課及び環境保全課が統合され環境課となり、課内に廃棄物管理事務所を 設置

指定ごみ袋によるごみ処理手数料の一部無料化を実施

- ・指定ごみ袋引換券 14 枚(袋の枚数 140 枚)までは無料
- ・指定ごみ袋引換券がない場合 30 %指定ごみ袋 1 枚につき 100 円 45 %指定ごみ袋 1 枚につき 150 円

ごみ減量対策実行プログラム(平成 14 年度から平成 19 年度まで)を定め、各年度で減量数値を設定し、ごみ減量対策を実施

生ごみ処理機補助金の新設及び増額

- ・家庭用生ごみ処理機 限度額を 20,000 円から 35,000 円に増額
- 事業所用生ごみ処理機 購入額の1/3以内で限度額1,500,000円(新設)

ボカシ購入者への補助制度を定める(1/2補助)

6月 6月をごみ減量月間と定める

ごみ減量大作戦実行委員会を組織し、市民、事業所、行政が一体となったごみ減量対策に取り組む

許可業者及び事業所の立入り、指導を開始するとともに、御殿場・小山RDFセンターに職員を派遣し、ごみ搬入指導及びごみ質調査を実施

- ・期 間 6月から11月までの日曜、祭日を除く毎日
- 動員職員数 487 人
- 8月 生ごみ堆肥化モデル地区事業 (森之腰区 520 世帯、湯沢区 60 世帯) を開始

平成 15 年

- 4月 生ごみ堆肥化モデル地区事業 (新橋区・湯沢区)を前年度に引き続き実施
- 11月 ペットボトル・トレイの拠点回収ボックスを公民館・コミセン 18 か所に新設マイバッグを作製し (28,000 個)全戸配布しごみ減量を図る
- 12月 マイバッグキャンペーンを実施(平成16年3月まで) 50ポイントで一回抽選、市内7会場延べ13回抽選会を実施 来場者数:2,460人、レジ袋123,000枚の削減(約1.23tの減量)

平成 16 年

- 3月 平成16年4月1日施行の指定ごみ袋に記名等の記入をお願いする地区説明会を開催 可燃、不燃ごみ等を品目ごとに五十音順に整理し、冊子「ごみ分別マニュアル」にまとめて全戸配布
- 4月 生ごみ堆肥化モデル地区事業 (新橋区・湯沢区) を前年度に続き実施
- 4月 生ごみ処理機補助金の改正及び増額
 - ・家庭用生ごみ処理機 限度額を 35,000 円から 50,000 円に増額
 - ・事業所用生ごみ処理機 購入額の1/2以内で限度額5,000,000円に増額

単身世帯への指定ごみ袋引換券を7枚に設定

指定ごみ袋に記名等の記入を義務化

- 10月 条例の一部改正
 - ・ごみ減量等推進員の人員を100人から120人に増員
 - ・廃棄物手数料中のパーソナルコンピューターを削除し、除湿機を追加
 - ・減量計画を義務付けている大規模事業所の床面積 3,000 ㎡以上を 1,000 ㎡以上に拡大
 - ・一般廃棄物処理業の許可日1月1日を4月1日に変更
- 11月 指定ごみ袋の形状をロール式に移行

平成 17 年

- 2月 紙の分別マニュアルを全戸配布し、分別と資源化の徹底を図る
- 3月 指定ごみ袋引換券を郵送化
- 10月 10月を3R推進月間と定め、各種キャンペーン事業を実施
 - ・3 R 啓発事業 (広報 10 月 5 日号掲載、懸垂幕・パネル掲示)
 - ・集積所の街頭・巡回指導、RDFセンターごみ搬入調査などを実施

平成 18 年

- 3月 一般廃棄物処理基本計画を改定(平成17年度から32年度) 家庭用のごみ減量ガイドブック及びごみ収集計画表を作製し全戸配布
- 5月 ごみ減量大作戦実行委員会にて、ごみ減量大作戦実行店・事業所認定制度が承認され実施
- 8月 粗大廃棄物処理場(神場字大通 2341-1) を8月末で閉鎖、併せてリサイクルセンターでの粗大ごみ 自己搬入の受付を停止
- 9月 一般廃棄物最終処分場隣接地(神場 2536-22) へ粗大廃棄物処理場が移転、供用開始

平成 19 年

- 1月 新大野原最終処分場に係る一般廃棄物の埋立処分終了届出書を提出
- 2月 事業系ごみ減量大作戦ガイドブックを作製し事業所に配布
- 3月 可燃性粗大破砕ごみを富士宮市所在のサーマルリサイクル施設に処分委託開始 (御殿場市・小山町広域市域組合)
- 6月 神場不燃物最終処分場に係る一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書を提出 廃止確認通知書 (平成19年6月5日環廃第53号の2) 受理
- 10月 神場不燃物最終処分場跡地の公園整備のため、(㈱東富士が土地の形質の変更届出書を県に提出 受理通知(平成19年10月31日環廃第424号)

平成 20 年

- 4月 有機資源循環推進事業生ごみ回収を開始(新橋区、湯沢区)
- 9月 レジ袋無料配布中止(有料化)を食料品大型スーパー等で開始
- 10月 粗大廃棄物処理場へのアクセス道路の拡張工事が完了、供用開始

平成 21 年

- 4月 新ごみ処理施設懇話会を計5回開催
- 9月 有機資源循環推進事業生ごみ回収地区を拡大(森之腰区)

平成 22 年

- 5月 ごみ減量等市民懇話会を計5回開催
- 10月 指定ごみ袋の形状を平袋式に移行
- 12月 ごみ減量等推進審議会に対し、一般廃棄物処理基本計画について諮問

平成 23 年

- 2月 ごみ減量等推進審議会から、一般廃棄物処理基本計画について答申を受ける
- 3月 一般廃棄物処理基本計画を改定(平成23年度から32年度)
- 4月 有機資源循環推進事業の民間委託を開始
 - ・家庭系(湯沢区、森之腰区、新橋区及び萩原区の一部)生ごみの収集、運搬、処理及び事業系生ごみの処理を民間施設(ゆめかまど)で実施
 - 生ごみ処理容器等購入事業補助金制度の一部変更
 - ・事業所用生ごみ処理機の補助を廃止
 - ・家庭用生ごみ処理機 限度額を 50,000 円から 30,000 円に減額
- 12月 再資源化を目的とした使用済蛍光管の拠点回収を市内 12 か所で開始

平成 24 年

- 4月 ごみ分別出前講座を開始
- 8月 使用済蛍光管の拠点回収ボックスを4か所増設(全16か所)
- 10月 使用済小型家電リサイクル事業の試行を開始(リサイクルセンターでの拠点回収及び不燃ごみからの抜き取り)

平成 25 年

- 4月 機構改革により、環境課内の廃棄物管理事務所はリサイクル推進課に変更
- 5月 ごみ減量等市民懇話会を計6回開催(第2回は小山町と合同)
- 8月 発泡スチロールの拠点回収を開始(旧清掃センター跡地) パーソナルコンピューターを小型家電回収の対象品目として追加 また、「小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」(環境省)にて小型家電回収用コンテナ4台の申請採択がされた(平成26年2月供与)
- 12月 ごみ減量等推進審議会に対し、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について諮問

平成 26 年

- 3月 ごみ減量等推進審議会から、ごみの分別区分及び指定ごみ袋制度について答申を受ける
- 11月 新ごみ焼却センターを試験稼働 家庭ごみの出し方地区説明会を開始
- 12月 家庭ごみの出し方個別説明会を開始 事業系ごみ減量ガイドブックの改訂版を市内の全事業所 3,421 カ所に送付

平成 27 年

- 2月 家庭用ごみ減量ガイドブックの改訂版を全世帯に配布
- 2月 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定を市内4団体(御殿場郵便局・建設業協会・猟友会・ 一般廃棄物処理事業協同組合)と締結
- 4月 新ごみ焼却センター (御殿場市・小山町広域行政組合) 運用開始に伴い、御殿場市・小山町共通の 指定ごみ袋制度開始
 - 分別区分に「危険ごみ」を増やし、6分別に変更

金属類・小型家電・スプレー缶(危険ごみ)・ペットボトルの集積所回収を開始 小型家電の拠点回収を開始(公共施設等 10 か所)

平成 29 年

- 3月 静岡県産業廃棄物不法投棄監視員制度を廃止 御殿場市災害廃棄物処理計画を策定
- 6月 TOKY02020「都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト」に参加(公共施設等10か所)
- 9月 リサイクルセンター・粗大廃棄物処理場・一般廃棄物最終処分場前処理施設の受入業務を終了
- 10月 再資源化センター (御殿場市・小山町広域行政組合) 運用開始

平成 30 年

4月 紙おむつの搬出方法を変更

平成 31 年

3月 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度の廃止

令和3年

- 3月 一般廃棄物処理基本計画を改定(令和3年度から7年度)
- 4月 不燃ごみ収集(乾電池、ライターを含む)の民間委託を開始
- 7月 使用済み小型充電式電池を(一社) JBRCに登録
- 8月 家庭用ごみ減量ガイドブックを改訂
- 10月 発泡スチロールの拠点回収を3か所増設(玉穂支所・印野支所・富士岡支所)

令和 4年

- 5月 使用済みインクカートリッジ回収を環境課にて開始(試験的)
- 11月 収集スタッフ事務所移転 (川島田から最終処分場へ)

令和 5年

4月 エコハウス御殿場移転(県有地から私有地へ) 家庭用ごみ減量ガイドブック簡易版を全世帯に配布

令和6年

- 4月 金属類・小型家電・スプレー缶(危険ごみ)の民間委託を開始
- 11月 駒門駐屯 (資源物回収を開始)

令和7年

- 1月 板妻駐屯 (資源物回収を開始)
 - 2月 滝ケ原駐屯(資源物回収を開始)

3 ごみ処理の状況

(1) ごみ発生量(年度別)

	,	分別区分	R1	2	3	4	5	6
	++	市収集(委託)	13, 327	13, 528	13, 196	12, 978	12, 514	12, 253
	家庭系	直接搬入	246	304	284	299	328	366
可燃ごみ		直接搬入	631	673	601	648	617	956
(t)	事業系	許可業者	10, 051	8, 943	9, 294	9, 372	9, 223	8, 725
		自衛隊3駐屯地	166	165	168	155	119	111
		小 計	24, 421	23, 613	23, 543	23, 452	22, 801	22, 411
	家庭系	市収集(直営)	333	382	343	298	279	268
		直接搬入	58	87	83	74	79	80
不燃ごみ (t)	事業系	直接搬入	0	0	0	0	0	0
	尹未尔	許可業者	0	0	0	0	0	0
		小 計	391	469	426	372	358	348
den 1 - 2 - 2	家庭系	市収集(直営)	54	60	42	43	42	45
粗大ごみ (t)	永 庭示	直接搬入	844	1, 037	905	872	850	851
		小 計	898	1, 097	947	915	892	896
		市収集	222	268	240	219	213	61
	家庭系	委託	1, 189	1, 151	1, 089	1, 036	978	1, 108
		直接搬入	176	206	181	176	172	174
Virt New Ald		拠点回収	165	169	173	176	169	161
資源物 (t)		生ごみ	158	146	143	137	131	120
		直接搬入	9	5	6	6	8	8
	事業系	許可業者生ごみ	334	240	183	224	256	257
		自衛隊3駐屯地	15	14	16	11	12	12
		小 計	2, 268	2, 199	2,031	1, 985	1, 939	1, 901
ナウジュ	家庭系	市収集(直営) ・直接搬入	22	26	23	24	22	24
有害ごみ (t)	矛 庭爪	拠点回収	6	7	6	5	5	3
		小 計	28	33	29	29	27	27
危険ごみ	家庭系	市収集(直営) ・直接搬入	24	27	26	25	26	26
(t)		小 計	24	27	26	25	26	26
		市収集	650	757	303	283	276	127
	家庭系	委託	14, 675	14, 826	14, 792	14, 471	13, 923	13, 769
	3N/JE/N	直接搬入	1, 328	1, 640	1, 460	1, 428	1, 436	1, 478
		拠点回収	171	175	179	180	174	165
合 計		小計	16, 824	17, 398	16, 734	16, 362	15, 809	15, 539
合 計 (t)	事業系	直接搬入	640	678	607	654	624	965
		許可業者	10, 385	9, 183	9, 477	9, 596	9, 479	8, 982
		自衛隊3駐屯地	181	179	184	166	131	123
		小 計	11, 206	10, 040	10, 268	10, 416	10, 234	10,070
		合 計	28, 030	27, 438	27, 002	26, 778	26, 043	25, 609
		区清掃・市民減免等	113	69	65	77	77	77

1人1日当たり排出量

	R1	2	3	4	5	6
人 口(人)	88, 194	87, 779	86, 797	85, 570	84, 297	83, 484
1人1日当たり排出量 (g)	897	879	873	875	860	857

[※]御殿場市の人口から須釜の人口を除いた人数(人口は10月1日現在)

4 ごみ減量に関する取組

(1) 使用済みインクカートリッジの回収

令和4年5月より、廃プラスチック類ごみ削減の一環で試験的に「使用済みインクカートリッジ」の回収を環境課(本庁)窓口にて始めました。

R4		R	5	R6		
48 kg	1,588個	29 kg	980 個	38 kg	1,282 個	

※カートリッジ1個当たり約30g

(2) 「ごみの減量と分別の出前講座・ごみ処理なんでも相談会」の実施

平成24年4月よりスタートしているこの事業は、市内に在住・在勤・在学の、おおむね10名以上の団体を対象に平日・休日問わず受付ております。

R2	R3	R4	R5	R6
3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
109 人	73 人	66 人	130 人	91 人

[※]R2~R4は、コロナ禍により実施を制限しました。

(3) マイバッグ持参率

平成20年9月から開始いたしました「レジ袋削減に向けた取組」ですが、マイバック 持参活動も市民に浸透し、安定した成果が出ていることから、令和6年度ごみ減量大作戦 実行委員会において令和5年度以降の集計を終了することとなりました。

(4) 生ごみ処理容器等購入事業補助金交付制度

ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付していましたが、市民に広く浸透したことから、平成30年度をもって終了しました。

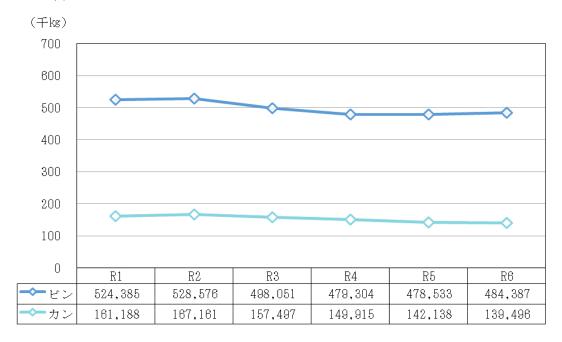
[※]排出量は、ごみ発生量(P81)に資源回収団体による資源回収量(P84)を加えたもの。

5 ごみ資源化の状況

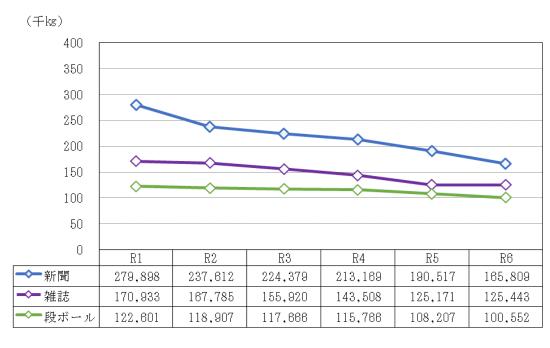
(1) 資源物の再資源化実績

市では次のものを資源として回収し、再資源化をしています。

① びん・缶



② 古紙



③ ペットボトル・トレイ・発泡スチロール

	R1	2	3	4	5	6
ペットボトル(kg)	210, 520	216, 240	223, 260	224, 900	221, 140	223, 330
トレイ (kg)	5, 530	5, 620	5, 500	5, 420	5, 170	5, 160
発泡スチロール(kg)	3,000	3, 850	3, 990	4, 430	4, 490	4, 570
合 計	219, 050	225, 710	232, 750	234, 750	230, 760	233, 060

④ 使用済小型家電

	R1	2	3	4	5	6
資源化量(kg)	190, 810	243, 970	200, 370	183, 240	176, 870	176, 790

⑤ 金属類

	R1	2	3	4	5	6
資源化量(kg)	106, 81	132, 480	118, 920	104, 390	100, 190	98, 978

⑥ 生ごみ

	R1	2	3	4	5	6
資源化量(kg)	492, 094	385, 878	325, 782	360, 702	386, 586	376, 614

(2) 資源物以外の再資源化実績

市では有害ごみや危険ごみとして収集したごみのうち、資源化が可能なものについては次のとおり再資源化しています。

① 有害ごみ(乾電池)

	R1	2	3	4	5	6
処分量(kg)	21, 780	24, 930	22, 760	23, 100	21, 680	21, 760

② 有害ごみ (蛍光管)

	R1	2	3	4	5	6
処分量(kg)	6, 700	7, 530	6, 240	5, 590	5, 620	4,854

③ 危険ごみ (スプレー缶)

	R1	2	3	4	5	6
処分量(kg)	21, 550	24, 490	23, 670	23, 460	23, 790	24, 020

④ 危険ごみ (ライター)

	R1	2	3	4	5	6
処分量(kg)	2, 110	2, 370	1,980	1,850	1, 920	1,700

6 資源回収団体による資源物回収

ごみの再資源化、環境美化及び資源の有効利用に対する市民の意識高揚を図るため、御 殿場市内の地域住民で組織する団体が実施する資源回収に対し奨励金を交付しています。

	R1	2	3	4	5	6
団体数	92	87	81	82	82	73
缶(kg)	26, 823	25, 956	22, 161	18, 526	17, 469	18, 213
びん (kg)	0	0	0	0	9	0
古紙(kg)	798, 036	678, 402	608, 156	514, 661	444, 696	447, 841
古布(kg)	14, 028	12, 832	11,874	11, 921	16, 945	26, 343
牛乳パック(kg)	3, 524	5, 196	1, 553	1, 120	711	518
合 計	842, 411	722, 386	643, 744	546, 228	479, 830	492, 915

^{※※}資源回収奨励金は、10円/kg

7 ごみ収集

(1) ごみの収集体系

家庭からごみ集積所及び指定場所へ排出されるごみ(一般廃棄物)は、市が回収し、事業所から排出されるごみ(事業系一般廃棄物)は、事業所の責任において処理をします。 平成27年4月から新たに、ペットボトル・金属類・小型家電・体温計(水銀)・スプレー缶の集積所回収、小型家電(個人情報を含むもの)・古着・古布の拠点回収を開始しました。

	ごみの種類	排出先	収集回数等	収集	処理料有無	
可燃ごみ	可燃	集積所	週2回	委託	一部無料(指定袋制)	
不燃ごみ	不燃	集積所	月2回	委託	無料(指定袋制)	
	びん・缶	集積所	月2回	委託		
	古紙	朱傾別 	月~日	安託		
	ペットボトル	協力店等	随時	委託		
		集積所	月2回	直営		
	トレイ	協力店等	随時	委託		
資 源 物	発泡スチロール	公共施設等	月~金	委託	無料	
	金属類	集積所	月2回	直営		
	小型家電	公共施設等	随時	直営		
	小空豕电 	集積所	月2回	直営		
	生ごみ (一部地域)	集積所	週2回	委託		
	古着・古布	協力店等	随時	_		
	自己搬入分	再資源化	月~金			
粗大ごみ	自己颁入为	センター	土午前	_	有 料	
	出張収集	軒先	電話予約制	直営		
	乾電池 (ボタン電池除く)	集積所	月2回	委託		
有害ごみ	蛍光管	協力店等	随時	委託	無料	
	体温計 (水銀)	集積所	月2回	委託		
危険ごみ	スプレー缶	集積所	月2回	直営	4冊 埃	
心灰こみ	ライター	集積所	月2回	委託	- 無料	

(2) ごみ集積所設置数

ごみの排出場所は指定されたごみ集積所となっています。ごみ集積所は利用者及び区長からの要望により調査、確認の後、設置、移動及び廃止をしており、その管理はごみ集積所を利用している皆様に自主管理をお願いしています。

ごみ集積所は、年々増加傾向にありますが、アパート・マンション及び分譲地等の増加によるものが主なものとなっています。

	R1	2	3	4	5	6
年度当初(箇所)	1, 172	1, 187	1, 206	1, 224	1, 239	1, 243
増	18	20	18	20	7	20
減	3	1	0	5	3	1
移動	5	1	4	6	16	16
年度末(箇所)	1, 187	1, 206	1, 224	1, 239	1, 243	1, 262

(3) 粗大ごみ出張収集

粗大ごみの運搬手段がない家庭を対象に、電話による事前予約により粗大ごみの出張収集(軒先回収)を行っています。

	R1	2	3	4	5	6
出張日数(日)	232	233	220	219	229	231
件数(件)	787	904	628	603	627	685
収集重量(kg)	50, 040	56, 320	40, 940	42, 870	42, 340	45, 000
処理手数料(円)	2, 650, 500	2, 971, 500	2, 147, 000	2, 253, 500	2, 253, 500	2, 382, 500

[※]平成29年10月から、午前の受付を開始

8 不法投棄

ごみは、市内の様々な場所に不法に投棄されることがありますが、これらの処理については、不法投棄者、土地の管理者又は市が実施しています。

				-		
	R1	2	3	4	5	6
不法投棄発見数(件)	69	89	94	68	62	71
市処理数(件)	60	87	92	67	62	70
不法投棄者等処理数(件)	9	2	2	1	0	1

9 環境美化活動

環境美化活動の一環として、住宅周辺の川や道路の清掃を市内各区の年間事業活動の 一つに組み込んでいただき実施しています。

環境美化活動を実施した区に対して、回収ごみを施設に搬入した年間出動車両数に応じて、予算の範囲内で報奨金を交付しています。

	R1	2	3	4	5	6
※年間出役延べ人数(人)	33, 097	24, 903	26, 205	29, 713	30, 797	30, 263
年間出動車両数(台)	275	212	257	258	289	277

[※]自治会の参加人数のみ計上

10 道路上における動物の死体処理

道路上における動物の死体はごみとしての取扱いとなり、市が収集をしています。処理 については、一時保管をした後、専門業者へ処分を委託しています。

	R1	2	3	4	5	6
処理数(件)	345	289	327	283	244	226

11 墓地、埋葬等に関する許可

市及び法人に対して、墓地等の経営の許可・変更の許可・廃止の許可をしており、個人に対しては、廃止の許可をしています。

	R1	2	3	4	5	6
経営許可(件)	2	1	0	0	0	0
変更許可(件)	3	2	6	2	2	3
廃止許可(件)	2	5	4	8	1	4

12 犬の登録

犬の飼い主には、法律により飼い犬の登録が義務付けられています。これは、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止及び撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

犬の登録頭数は次のとおりです。

	R1	2	3	4	5	6
新規登録数(頭)	361	418	400	354	256	300
抹消数(頭)	413	390	397	405	332	381
総登録数(頭)	4, 203	4, 231	4, 234	4, 166	4, 085	4,004

13 地域猫活動事業

飼い主のいない猫の増加の防止を図り、市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護精神の普及を図るため、地域猫活動事業補助金交付要綱を制定し、平成28年度から申請があった区へ補助金を交付しています。同事業は、飼い主のいない猫を捕獲して不妊去勢手術を施し、地域に戻す活動、いわゆるTNR (Trap Neuter Return)が主な活動となります。

	R1	2	3	4	5	6
補助実績数(区)	14	13	14	13	14	11
TNR実績数(匹)	139	92	91	82	86	31

14 一般廃棄物最終処分施設

(1) 御殿場市一般廃棄物最終処分場

施設概要	
所 在 地	御殿場市板妻 834-16
敷地面積	34, 880 m²
使用開始	平成 12 年 4 月
処分期間	約27年間(令和8年度まで延長)
付帯施設	浸出水処理施設 地下水観測用井戸 2か所(内1本は施設用井戸水と兼用)
重機車両等	バックホー 1台
埋立処分地	ア 埋立方式 セル&サンドイッチ
	イ 構 造 遮水シート全面二重張構造
	ウ 埋立面積 8,400 ㎡
	エ 埋立容量 32,471 m ³

処理実績

① 埋立処分容量

	R1	2	3	4	5	6
埋立量(m³)	360. 9	503. 5	177. 2	126. 5	101.8	330. 7
埋立残容量(m³)	17, 367. 6	16, 864. 1	16, 848. 1	16, 721. 6	16, 619. 8	16, 289. 1

平成 18 年度より実測量を開始

② 埋立処分量

	R1	2	3	4	5	6
埋立量(t)	270. 27	310. 48	270. 67	241. 78	243. 19	239. 25

(2) 御殿場市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設

施設概要	
処理方法	接触ばっき方式+高度処理
処理能力	40 m³∕ ⊟
調整槽	1,000 m ³
建物面積	714. 29 ㎡ 延面積 811. 25 ㎡

処理水質(基準値及び測定結果)

項目	基準値(省令)	市が定める基準	処理水(mg/l)	
女 口	(mg/Q)	(mg/Q)	最大	最小
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	8. 0	7. 5
生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/l以下	10mg/Q以下	1. 2	0.5 未満
化学的酸素要求量(COD)	90mg/Q以下	10mg/Q以下	1. 4	0.5
浮遊物質量(SS)	60mg/Q以下	10mg/Q以下	1.0 未満	1.0 未満
全窒素	120mg/Q以下	10mg/Q以下	3.8	2. 2

(3)新大野原不燃物最終処分場

施設概要	
所 在 地	御殿場市神場 2536-22 他
供用期間	平成2年10月~平成19年1月31日
埋立面積	14, 056 m²

現在の状況

平成19年1月31日付け埋立処分終了届出書提出済み

今後の対応

排出ガス等のデータ蓄積及び推移状況を観て安定化または減衰傾向を確認した後、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物最終処分場廃止確認審査に付す。

御殿場市の環境

令和 6 年度版 第 4 7 号

発行 令和7年11月 御殿場市萩原483 御殿場市環境課 (TEL)0550-83-1603 (FAX)0550-83-1685